

令和2年第2回矢掛町議会第1回臨時会（第1号）

1. 会議招集日時 令和2年4月13日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分  
 （議事） 午前 9時30分  
 （閉会） 午前10時12分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	川 上 淳 司	出	8	土 田 正 雄	出
9	浅 野 毅	出	10	花 川 大 志	出
11	山 野 豊 久	出	12		



4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 野 通 彦	副 町 長	山 縣 幸 洋
教 育 長	嶋 山 英 二	総務防災課長	堀 賢 一
企画財政課長	松 嶋 良 治	町 民 課 長	稲 田 由 紀 子
保健福祉課長	小 川 公 一	産 業 観 光 課 長	妹 尾 一 正
建 設 課 長	渡 邊 孝 一	上 下 水 道 課 長	平 井 勝 志
教 育 課 長	藤 原 徳 忠	矢 掛 病 院 事 務 長	稲 田 欽 也
会 計 管 理 者	奥 村 栄 治	介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長	丹 下 裕 之
総務防災課長代理	立 川 人 士	企 画 財 政 課 長 代 理	河 上 昌 弘
矢 掛 寮 長	西 山 弘 之	財 政 管 財 係 長	石 井 亮 太 郎

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町税条例等の一部を改正する条例制定）

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）

日程第5 議案第35号 工事請負契約の締結について {（仮称）道の駅やかげ宿駅舎新築工事の請負契約の締結}

議案第36号 工事請負契約の締結について {新小林住宅建築工事（3工区）の請負契約の締結}

日程第6 議案第37号 令和2年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について

~~~~~

午前9時30分 開会

**○議長（花川大志君）** 皆さん、おはようございます。

新型コロナウイルス対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が、今月7日に発令されました。この国家としての決断に際して、対象地域ではありませんが、我がまちにおいても、すぐそこまで迫っている見えない敵に対して、適正な状況の判断をもって適切な対処を、行政をはじめ町民お一人おひとりが主体的に取り組まなければならない段階へと入りました。感染症によってお亡くなりになられた方々の御冥福を心からお祈りしつつ、収束へ向けた今できる最善の管理衛生に、まちを挙げて取り組みましょう。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第2回矢掛町議会第1回臨時会を開会いたします。

なお、名部病院管理者におかれましては、診療業務のため、本日の会議を欠席する旨、申出がありましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

**○議長（花川大志君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番山野豊久君と、1番田中輝夫君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

**○議長（花川大志君）** 日程第2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

**○議長（花川大志君）** 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、挨拶を兼ね報告していただきます。山野町長。

**○町長（山野通彦君）** 皆さん、おはようございます。

本日は、令和2年第2回矢掛町議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも何かと御多用な中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、現在、日本国内でも新型コロナウイルス感染症が急激に拡大しており、今月7日に、安倍首相が7都府県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言を発令いたしました。

また、国は、都市部を中心に感染者が急増していることから、医療体制の整備の強化や、治療薬アビガンの増産、また、総額108兆円となる緊急経済対策として、減収世帯や中堅・中小企業、個人事業主に現金給付をすることなど決定をいたしました。

本町といたしましては、緊急事態宣言を受け、特別措置法の規定に基づきまして、直ちに矢掛町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、第1回目の会議を行い、また、このたび新型コロナウイルス感染症対策費として、補正予算を計上いたしております。

ここで議員、町民の皆様にお願いがございます。新型コロナウイルスが矢掛町のすぐそばまでやってきたという状況でございます。予防行動の基本であります、うがい、手洗い、咳エチケット、マスクの着用を行っていただき、生活行動につきましましては、三密、つまり、密閉・密集・密接に十分注意した行動をとっていただきたいと思っております。そして、不要不急の行動をしないようお願いをいたします。人の命を守る行動をよろしくをお願いをいたします。今後も、感染の状況や国の政策などの状況変化に迅速に対応してまいりますので、感染拡大防止につきましましては、引き続き、町民の皆様の御理解と御協力をお願いを申し上げます。

さて、本日御審議いただきます案件は、専決処分の承認を求めることについて2件、工事請負契約の締結について2件、補正予算について1件の計5件でございます。どうか適切な御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、報告事項を申し上げます。

報告第1号、谷村新司トーク&キャラバン・ココロの学校の公演の再延期について、御報告申し上げます。

谷村新司トーク&キャラバン・ココロの学校につきまして、先の3月議会で、5月9日に延期する旨の御報告をさせていただきましたが、再び延期することに決定いたしました。議員の皆様御承知のとおり、新型コロナウイルスに関連して、政府が4月7日、緊急事態宣言を発令し、翌4月8日には矢掛町新型コロナウイルス感染症対策本部を庁舎内に設置し、本町としても、これまでの対策を一層強化させることが責務となっております。

このような状況の中、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、再度公演を延期することに決定した次第であります。判断といたしましては、中止か、延期かということでございますが、実施要望が非常に多いため、実施団体の了解が得られましたので、再延期をいたしました。振替公演日につきましては、公演日決定次第、町ホームページ等でお知らせをいたします。

お持ちのチケットは、そのまま御使用することができ、また、振替公演日に御来場いただけない場合は払戻しをさせていただきます。楽しみにしていただいた皆様には、たびたび御迷惑をお掛けしますが、何とぞ御理解いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 次に、議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましましては、お手許に配付の一覧表を御覧いただきたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町税条例等の一部を改正する条例制定）

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）

**○議長（花川大志君）** 日程第4，議案第33号，専決処分の承認を求めることについて（矢掛町税条例等の一部を改正する条例制定）及び議案第34号，専決処分の承認を求めることについて（矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）以上，専決処分承認案件2件を一括議題と致します。執行部に提案理由の説明を求めます。山野町長。

**○町長（山野通彦君）** 日程第4，それでは，議案第33号及び議案第34号の専決処分の承認を求めることについて2件，一括して提案理由を御説明申し上げます。

両議案とも，地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして，専決処分をいたしましたので，同条第3項の規定に基づきまして，この議会に報告し，承認を求めるものでございます。

なお，両議案は，先の3月議会最終日に開かれました，議員全員協議会におきまして，本年度におきます税制改正の要点と，関係法令の施行後に，専決処分を行う予定であることの報告をさせていただいたものでございます。

まず，議案第33号，矢掛町税条例等の一部を改正する条例制定についてでございますが，地方税法等の改正に基づきまして，未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し，所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応及び軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し等でございます。

次に，議案第34号，矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定でございますが，地方税法等の改正に基づきまして，課税限度額及び軽減判定所得の見直しでございます。

以上が，条例改正に関します専決処分の承認を求めることについての提案理由でございます。詳細につきましては，町民課長が説明いたしますので，よろしく願いをいたします。

**○議長（花川大志君）** 次に，議案の説明を求めます。稲田町民課長。

**○町民課長（稲田由紀子君）** 〔議案第33号・議案第34号について説明記載省略〕

**○議長（花川大志君）** 執行部からの提案理由及び議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。お諮りいたします。議案第33号及び議案第34号の専決処分の承認案件2議案を，それぞれ承認することに意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって，議案第33号，専決処分の承認を求めることについて（矢掛町税条例等の一部を改正する条例制定）及び議案第34号，専決処分の承認を求めることについて（矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）につきましては，それぞれ原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~

日程第5 議案第35号 工事請負契約の締結について { (仮称) 道の駅やかげ宿駅舎新築工事の請負契約の締結 }

議案第36号 工事請負契約の締結について { 新小林住宅建築工事 (3工区) の請負契約 }

の締結}

**○議長（花川大志君）** 日程第5，議案第35号，工事請負契約の締結について{(仮称)道の駅やかげ宿駅舎新築工事の請負契約の締結}及び議案第36号，工事請負契約の締結について{新小林住宅建築工事(3工区)の請負契約の締結}の工事請負契約締結案件2件を一括議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。山野町長。

**○町長（山野通彦君）** それでは，議案第35号及び議案第36号の工事請負契約の締結について，提案理由を御説明申し上げます。いずれも，地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。

まず，議案第35号，工事請負契約の締結についてでございますが，これは，(仮称)道の駅やかげ宿駅舎新築工事の請負契約の締結について，議決を求めるものでございます。

詳細につきましては，企画財政課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第36号，工事請負契約の締結についてでございますが，これは，新小林住宅新築工事(3工区)の請負契約の締結について，議決を求めるものでございます。

詳細につきましては，企画財政課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

**○議長（花川大志君）** 次に，議案の説明を求めます。松嶋企画財政課長。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** [議案第35号・議案第36号について説明記載省略]

**○議長（花川大志君）** 執行部からの提案理由及び議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（花川大志君）** 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第35号及び議案第36号の工事請負契約締結案件2議案は，それぞれ原案のとおり決することに意義ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって，議案第35号，工事請負契約の締結について{(仮称)道の駅やかげ宿駅舎新築工事の請負契約の締結}及び議案第36号，工事請負契約の締結について{新小林住宅建築工事(3工区)の請負契約の締結}の2議案は，原案のとおり，可決決定いたしました。

~~~~~

日程第6 議案第37号 令和2年度矢掛町一般会計補正予算(第1号)について

**○議長（花川大志君）** 日程第6，議案第37号，令和2年度矢掛町一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。執行部より提案理由及び議案の説明を求めます。山野町長。

**○町長（山野通彦君）** 日程第6，それでは，議案第37号，令和2年度矢掛町一般会計補正予算(第1号)について，提案理由を私，町長みずから御説明を申し上げます。

これは，地方自治法第218条第1項の規定に基づきまして，提出させていただくものでございます。今回の追加補正は，我が国のみならず，世界的に深刻な悪影響を与えております新型コロナウイルス感

染症への対応といたしまして、急遽取りまとめたものでございます。

補正額といたしましては、1,000万円の増額で、補正後の予算総額は、8億2,000万円となります。

予算書のほうをちょっと見ていただくのと、概要書を見ていただければと思います。非常にシンプルな予算となっております。予算書のほうは、7ページを見ていただきますと、繰入金1,000万円。歳出のほうは、消耗品428万円、備品購入費572万円と書いております。分かり良いのは、ちょっと概要書のほうへ戻っていただきたいというふうに思います。これを見ていただきますと、衛生費で1,000万円の補正でございますが、右の欄、予算概要の所を御覧ください。3点セットであります。

全て新型コロナウイルス感染症対策費でございます。内容は、備蓄用の不織布マスク、2番目、こども園・保育園・学校等への現場で使用する非接触型体温計、さらに、除菌効果が期待できる次亜塩素酸水関連予算等でございます。これは、この予算執行にあたりましては、皆さん御存じのように、すぐ執行できる状況ではございません。条件が整ったものについては、すぐ実施するもの、そしてまた、マスクなど現在確保が困難なものについては、条件が整い次第、備蓄用とか、準備用というようなかたちで予算執行してまいりたいと思います。

なお、財源は財政調整基金繰入金でございます。

このコロナ予算は、昨年の予算の第2弾ということで、町の独自施策でございます。

なお、国の予算は、今お聞きすれば、4月24日の国会議決を予定しておると聞いておまして、それがとおりますと、即座に第3弾の補正予算を考えておりますので、よろしく願いをいたします。

**○議長（花川大志君）** 執行部からの提案理由及び議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。5番、石井君。

**○5番（石井信行君）** はい。衛生費について、早速このような提案をいただいて、町民は助かると思います。賛成ですが、お尋ねは3点あります。一つは、テレビで放映されておりますというか、消毒液を自分のうちで作るということを、ぜひ、広報する必要があるのではないかと思います。そのようなことはできませんか。

それから、営業その他で、かなり困っている業者もあるのではないかと思いますので、相談、案内窓口の設置はできないか。

それから、この今、県下15人の感染者ですが、これはどんどん広がる恐れもあって、やはり発熱外来というものを考えないといけないのではないかと思います。そのへん、私は、PCR検査について病院のほうへお尋ねしたら、今は矢掛病院のほうでは無理だ、ということでしたが、抗体検査のほうはキットさえ用意すればできるのではないかなというふうな話も聞きましたので、そのへんのことも含めて、発熱外来というのも設けて、事前に予防策を打っておく必要があるのではないかなと思うのですが、そのへんのことお答えをお願いします。

**○議長（花川大志君）** 今期予算執行とは別儀と考えられますが、関連するので、執行部の答弁を求めます。山野町長。

**○町長（山野通彦君）** 今、お尋ねの件ですけれども、消毒液を自分で作る、到底そういうことは不可能だというふうに思っております。今現在、アルコール等ないという状況でございますが、これについては、日々、やはり商店等へ出てくる状態でありまして、現在まだ皆さん方が準備されている状況の中で、町といたしましては、病院とか、診療所等、先般寄附してくださった方がおられますので、たちまち困られた方には配付をしております。そういう面では、手洗いとか、石鹸で洗うとか、まあ、いろいろな

かたちで、今、努力してくださっておりますので、それを町のほうからですね、消毒液を作るようなことまではちょっと考えておりません。

それから、営業いろいろな情報の中で、余っている人もあるということだとございますが、それは全国の中で、いろいろな努力をされたりですね、矢掛町にも先般もマスクの寄附をしたいという事もきております。まあ、そういうことはありがたく受取っておりますけれども、今の日本の全国の状況の中で、矢掛町に相談窓口を、ということは考えておりませんので。そういう好意のある方は、気持ちよく受取りたいと思いますし、議員もそういう方がおられれば、紹介いただいでですね、矢掛町のほうへ寄附いただいりゃありがたいかなあと考えております。

それから、PCRの検査等々、これはもう新聞テレビを見れば、なかなか矢掛町の出番ではありません。まあ、ルールで、今全国で、そして岡山県の担当のほうでやっておりますので、そのルールに従って対応していくというふうになるかと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

**○議長（花川大志君）** そのほか、質疑はありませんか。7番、川上君。

**○7番（川上淳司君）** はい。予算の関係で、御質問させていただきたいんですが、今、不織布マスクが、多分医療機関で相当困っておられると思いますが、いつまでもつかというところ、非接触型体温計と次亜塩素酸水生成器の導入はいつ頃になるか、というのをお伝えできればありがたいです。

以上です。

**○議長（花川大志君）** 山野町長。

**○町長（山野通彦君）** 2点あったと思いますが、マスクのほうは全く分かりません。まあ、ありがたいことに、先ほど言いましたような、備蓄とそしてまた寄附の分がありますので、なかなか町民まではいかないんですが、医療機関と福祉施設ですね、そういう所へは、先般は4月中の在庫状況を把握しましてですね、それが持続難しいというところへ配付させていただきました。まあ、時を見てですね、今度は5月中がどうかということでございますので、今在庫を大事に使いながらですね、そういう所へは配付して、現場へ徐々に徐々にこう、全国生産が出てきますので、いずれまいって出てくるとは思いますが、うまく活用しながら、この今をしのいでいきたいというふうに思ってます。

それから、先ほどの次亜塩素酸水の件ですが、これはちょっと早く、先般私ども一番に、補正で対応したことがございますので、来週中ぐらいというふうには言い切れないんですが、かなりもう全国版になっていますので、できるだけ早く整いましたらですね、とりあえず7か所。公民館のほうへ、明日会議がありますのでお願いをして、そこを拠点に必要な方には配付する努力をしたいというふうに思っていますので、よろしく願いをいたします。

**○議長（花川大志君）** そのほか、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。5番、石井君。

**○5番（石井信行君）** はい。私はこの修正、補正案には賛成の立場からですが、先ほどお尋ねしたことについて、テレビでも既に放映されておりますように、消毒液は家庭内にあるいろんな洗剤とか、それから食品なんかを使う消毒液いろんなもので、十分にできるということをテレビで放映しています。これはぜひ、作り方を広報していただいで、少しでも自分たちで実際にこう、自分たちの健康を守るんだということを、運動としてぜひ、広報していただきたい。それから、営業そのほかについて、余って

いるではなく、困っている方が全国におられると思うので、そういう相談の窓口をぜひ設置していただきたいという。まあ、次に補正もまた考えておられるそうですから、そのへんのところでも議論になると思うのですが、ぜひお願いしたい。それから、テレビでもよく放映されています、ニューヨークなんかでセントラルパークですかね、なんかよくわかりませんが、公園の中にテントを張って、そこで一斉に受診やいろいろな検査をしているというような映像も流れていますが、日本でもそうならないという保証は全くありませんから、少なくともこの矢掛町についても、こういう体制は少なくとも取れるというふうな、まあ発熱外来までいけば私は良いと思っているんですが、PCR検査が無理なら抗体検査のキットを購入して、それはできないかということをご検討していただきたいということを重ねてお願いしたいと思います。

以上です。

**○議長（花川大志君）** はい。賛成という立場での討論でございました。討論でございますから、賛意を皆さん方に促したのですけれども、要望はまた、別儀で石井議員。よろしく願いいたします。

そのほか、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第37号は、原案のとおり決することに意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、議案第37号、令和2年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~

**○議長（花川大志君）** お諮りいたします。議会運営委員会の活動並びに、各常任委員会及び特別委員会の調査・研究については、議会の継続審査の議決が必要であります。したがって、次期議会の会期・日程等の議会運営は、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、また各常任委員会及び特別委員会の調査・研究については、閉会中の各常任委員会及び特別委員会の継続審査にいたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、次期議会の会期・日程等の議会運営については、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会及び特別委員会の調査・研究については、閉会中の各常任委員会及び特別委員会の継続審査と決しました。

さらにお諮りいたします。本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日をもって第2回矢掛町議会第1回臨時会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、これをもって、第2回矢掛町議会第1回臨時会を閉会することに決しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶があります。山野町長。

**○町長（山野通彦君）** 閉会にあたりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

第1回臨時会につきましては、専決処分の2件、契約議決の2件、並びに補正予算1件の上程でござ

いましたが、慎重な御審議を賜り、原案のとおり御決定をいただき、まことにありがとうございました。

冒頭でも申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止につきましては、町民の皆様の命と健康を守ることを第一に、時を読み、国や県とも緊密に連携しながら、取組を進めてまいります。

また、道の駅の駅舎及び新小林住宅の工事につきましては、関係者の皆さん方の御協力をいただきながら、賑わいと活気のあふれる矢掛町へ向けて、そしてまた人口増対策等々に一生懸命取組んでまいりたいと思います。

議員の皆様には今後とも、それぞれのお立場で、御支援と御協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。閉会の御挨拶といたします。

今日は大変ありがとうございました。

**○議長（花川大志君）** 以上をもちまして閉会といたします。皆さん、お疲れさまでした。

午前10時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員

令和2年第3回矢掛町議会第2回臨時会（第1号）

1. 会議招集日時 令和2年5月20日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分  
 （議事） 午前 9時30分  
 （閉会） 午前11時41分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	川 上 淳 司	出	8	土 田 正 雄	出
9	浅 野 毅	出	10	花 川 大 志	出
11	山 野 豊 久	出	12		



4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 野 通 彦	副 町 長	山 縣 幸 洋
教 育 長	嶋 山 英 二	総務防災課長	堀 賢 一
企画財政課長	松 嶋 良 治	町 民 課 長	稲 田 由 紀 子
保健福祉課長	小 川 公 一	産業観光課長	妹 尾 一 正
建設 課 長	渡 邊 孝 一	上下水道課長	平 井 勝 志
教育 課 長	藤 原 徳 忠	矢掛病院事務長	稲 田 欽 也
会 計 管 理 者	奥 村 栄 治	介護老人保健施設事務長	丹 下 裕 之
総務防災課長代理	立 川 人 士	企画財政課長代理	河 上 昌 弘
矢 掛 寮 長	西 山 弘 之	財政管財係長	石 井 亮 太 郎

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名  
 日程第 2 会期の決定

- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 38 号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定）
  - 議案第 39 号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定）
  - 議案第 40 号 専決処分の承認を求めることについて {令和 2 年度矢掛町一般会計補正予算（第 2 号）}
  - 議案第 41 号 専決処分の承認を求めることについて {令和 2 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）}
- 日程第 5 決定第 2 号 議長の辞職許可について
- 日程第 6 選挙第 1 号 議長の選挙について
- 日程第 7 選挙第 2 号 副議長の選挙について
- 日程第 8 決定第 3 号 議席の一部変更について
- 日程第 9 議案第 42 号 監査委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第 10 決定第 4 号 常任委員会委員の指名について
- 日程第 11 決定第 5 号 議会運営委員会委員の指名について

~~~~~

午前9時30分 開会

**○議長（花川大志君）** 皆さん、おはようございます。

先月、7日に発令された新型コロナウイルス感染症による我が国初の緊急事態宣言はその対象地域を日本全国としていましたが、今月14日には9つの特定警戒都道府県を除き、とりあえず解除されました。1か月半前は、全国的にみれば岡山県内の感染者は比較的少なく、懸念といったレベルであったものが、今は深刻な国難の様相を呈しています。日本全体で一丸となり、この危機を乗り越えるべく、収束に向けた国民レベルでのさまざまな取り組みが、1日も早く実を結ぶことを願います。そして、矢掛町は決して挫けることはありません。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第3回矢掛町議会第2回臨時会を開会いたします。

なお、名部病院管理者におかれましては、緊急事態宣言下、院の厳正なる防疫管理傾注の折柄、本日の会議を欠席される旨、申出がありましたので、御報告いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

**○議長（花川大志君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番高月敏文君と、3番原田秀史君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

**○議長（花川大志君）** 日程第2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。今期臨時会は、会議規則第5条の規定により、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

**○議長（花川大志君）** 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、挨拶を兼ね報告していただきます。山野町長。

**○町長（山野通彦君）** 皆さん、おはようございます。

本日は、令和2年第3回矢掛町議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも何かと御多用な中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

このたびの招集につきましては、今月8日付けで議会から臨時会の招集請求を受けまして、本日の開催といたしたところでございます。

また、このたびの臨時議会での審議案件につきましては、議会構成に伴うものでございますが、専決処分につきましては、直近の議会でも御審議いただく必要がありますので、この臨時議会に専決処分の承認を求めることについての4議案を上程させていただくものでございます。

どうか、適切な御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

引き続きまして報告事項を申し上げます。1件のみでございます。

中国精油株式会社の誘致についてでございますが、会社のほうから先般、貴矢掛町内の工場用地取得の申入れの撤回について、通知が届きました。賛成者、反対者がおられる町民ということでございますので、この場で議員及び全町民に対して、原文を朗読し報告に代えさせていただきます。“中国精油株式会社代表取締役社長。矢掛町長山野通彦殿。貴矢掛町内の工場用地取得の申入れの撤回について。拝啓、益々御清栄の段お慶び申し上げます。平素は弊社の貴矢掛町への工場用地取得に向けまして、多大な御苦勞をお掛けしております。さて、弊社は貴矢掛町の三谷横谷地区の工場用地の取得に向けて検討を続けてまいりましたが、工場建設に反対される地域住民の方が多数おられ、工場進出反対の署名が4,560名も集まったという現実を重く受け止めており、弊社内で今後どう進めるかを検討した結果、この三谷横谷地区で引き続き工場用地の取得を目指すことは難しいとの結論に至りました。山野町長をはじめ、矢掛町議会、矢掛町議会議員の皆様及び担当していただきました矢掛町の職員の皆様には大変な御苦勞をお掛けいたしましたこと、改めて御礼とお詫びを申し上げますが、弊社の貴矢掛町三谷横谷地区への工場用地の取得につきましては撤回させていただきたく考えます。敬具。追伸といたしまして、弊社は倉敷市玉島にあります水島工場において倉敷市環境政策課の指導に則り安全操業行なっておりますので、反対派の方が懸念されている小田川を汚染するとか、爆発・火災を起こすことはあり得ないことを言い加えさせていただきます。”

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 次に議長としての報告を行います。

議会閉会中の主な行事への出席については、お手許に配付した一覧表のとおりでありますので、御一読ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定）

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定）

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて {令和2年度矢掛町一般会計補正予算（第2号）}

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて {令和2年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）}

**○議長（花川大志君）** 日程第4、議案第38号から、議案第41号までの専決処分承認案件4件を一括議題といたします。

本案件の提案理由の説明を求めます。山野町長。

**○町長（山野通彦君）** 日程第4、それでは、議案第38号から議案第41号までの専決処分の承認を求めることについて4件、一括して提案理由を申し上げます。

4議案とも地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきまして、この議会に報告し承認を求めるものでございます。

まず、議案第38号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われたことにより、勤務ができなくなり、給与等を受けることができなくなった者に対して傷病手当金を支給し、収入補償ができるように改正するものでございます。

次に、議案第39号、矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、後期高齢者医療広域連合が行う新型コロナウイルス感染症にかかわる傷病手当金の支給に対応するため、町が行う後期高齢者医療の事務を追加するものでございます。

この2議案は、該当する被保険者へ早急に傷病手当金を支給できるよう条例改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

次に、議案第40号令和2年度矢掛町一般会計補正予算（第2号）について及び議案第41号令和2年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、議案38号及び39号の詳細説明を町民課長が行った後に、私が提案理由及び詳細な内容説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

**○議長（花川大志君）** 町長から提案理由の説明が終わりました。

次に、議案の説明を求めます。稲田町民課長。

**○町民課長（稲田由紀子君）** 〔議案第38号・議案第39号について説明記載省略〕

**○議長（花川大志君）** 山野町長。

**○町長（山野通彦君）** それでは、議案第40号及び議案第41号の補正について御説明を申し上げます。皆さんのほうは、概要書と予算書同時に説明をしていきたいと思っております。

その前にですね、まずこれを専決した理由というのがございます。これについてはですね、今テレビその他で非常に注目されておりますけど、10万円支給という。いかに困られた人にいち早く届けるか、ということでございます。その一心のこの専決処分でございます。まあ、御存じのように、この国の予算というのは、4月30日に議決された。連休が、2日から6日まで連休になっておるそのロス無くすために、1日に専決処分をしたということでございます。それから、国保と高齢者の条例関係については上部団体。これは県単位でやっていますのでそちらのほうから、県下統一するために専決処分するように指示があったものでございます。そういうことの中から、この内容については、30日に国会をとりながら、翌日に予算編成で提案するというをよく理解していただくということは、単に確定したもの、今の10万円とか、子どもさんへ出す1万円。こういうものは、ほぼ確定してるんですけど、あとチャレンジ予算。ある意味では、国のほうがいろいろメニューを出しましてですね。コロナ予算というのが基本のやつなんですけど、災害とコロナというテーマでもですね、十分検討するようという指示があった中で、担当のほうもできればこういう事業をやりたい、やるべきではないかというようなこともありますので、そういうものを含めた、ある意味では確定した予算と、チャレンジ予算ということで認識いただければというふうに思います。

では、その内容に入りたいというふうに思いますが、概要書のほうがわかりやすい。

まずですね、この概要書で見ても歳入はこれで終わりますが、1番下側へ国庫支出金。15億5,325万9,000円。財産収入120万円。町債1,760万円。繰越金94万1,000円。これが財源でございます。歳出については、皆さんの説明の中では12ページをちょっと開いていただければ。予算書のほ

うは簡単でありますので、概要書のほうがよくわかるかなというふうに思います。

まず、概要書の一番上の総務費ですね。これを見ていただきますと、3項目あります。予算書のほうは13ページを見ていただければ、それぞれの節が書いてあります。

この内容は、概要書で特別定額給付金給付事業、14億2,300万。1人当たり10万円ということですが、世帯主で1万4,100人で、世帯が5,513世帯ということでございます。これに事務費を加えた数字。

この状況ですが、新聞ではまだ通知は来ないとか何かと聞かれますが、ちょっと矢掛町の今現在の状況を申しますと、ほぼ今現在、合計では世帯が5,514。それから人数は1万4,076という数字であります。世帯にして約4千世帯、3,994世帯。72.4パーセント、人数にして1万660人。75.7パーセント、10億6,600万。これがほぼもう、住民の手元に届いているという状況でございます。

これについてはですね。今、専決処分した後、私と、郵便局長と中銀の支店長を呼びましてですね。来ていただいて、担当とスケジュールを組んで、最短距離でどうできるかということを実践して実践して実践して。通知書は、局へ出したのは7日。連休明けたその次の日には、5,500通を郵便局へ送ったということですが、これが配送に時間が4日掛かると。これは驚きでしたが。郵便局が、届いた次の日には配送センターへ送る。そこから局の配達人の数に合わせていきますと、矢掛町へは3日掛かる。で、町民の方が、3日の間で、一番早い人は10日に来た。うちには11日に来た。とか、そういうような状況があったかと思いますが、そういうことを踏まえて、この審査が始まりまして、審査合格したら銀行のへ送り込むという手順で。銀行のほうも、また、県全体でありますので、大変だということでありましたが、最大限努力するという事の中で、今のスピード感でお手許に配達できたということでございます。本当に、職員は休暇なしという状況で頑張ってくれた結果だろうというふうに思っております。町民の方等には大きく評価された事案ではないかなというふうに思います。

それから、2番目にありますのが避難所のパーテーション整備ということですが、これが先ほど言いましたコロナと災害ということの中でですね、整備すれば対象事業になりますよということを出しております。

それから、旧美川幼稚園のトイレの改修。これは跡地利用。後の利用の仕方がありますが、これはトイレを、今、子ども用でありますので、大人用に改修して、跡を利用しようというものでございます。それが、今の13ページの総務費。

次の、今度は民生費が、その13ページから次のページに、社会福祉費、児童福祉費等の項目で次のページ等両方へ出てまいります。これについては2項目。

フレイル予防番組の放送委託料。虚弱者等の、これからコロナなりが非常に影響が出てくることに対して、一般町民に啓発活動をやろうということでもあります。

それから、子育て世帯への臨時特例給付金。これは急務でありますので、対象者約1,560人を対象に、事業費が1,560万。事務費が190万2,000円という事業でございます。これもシステム化してまして、早急にお届けしようということでございます。

次に商工費。これは、14ページの6款、商工であります。これは、1項目。

同じことですが、新型コロナ対策雇用調整助成金の申請等の手数料。これはどこどこへ出すかというや、社会労務士。社労士の方に、住民の方がお願いして事務をお願いしますので、その人に対する報酬を助成しようということでございます。

それからその次が、もう後は教育費であります。この14ページから15ページ、次の16、17。つまり内容的には小学校費と中学校費。16、17ページが社会教育費、保健体育費。ということで、かなり教育費は積極的にチャレンジをしております。

まず、1番は町内の小中学校の衛生用品等の購入。小学校170万、中学校30万。これは、もう対象になるだろうというふうに思っていますが、布マスクとか、消毒用のアルコールとか、体温計とか、ペーパータオル的なものを予定をしておるといってございませぬ。

2番目の小学校臨時休業対応事業者助成金。小中ございませぬが、これは休業をしたときの給食材料の提供業者。これ、キャンセルしたのがございませぬので、それに対する業者への助成金ということございませぬ。

この2つはもう、対象になるというふうに思っていますが、その後の分は、ちょっとチャレンジ部分かと思ひませぬ。

町内小中学校タブレットパソコン配備。これも今、テレビでやりぬいておひませぬが、当然、このコロナの関連があるというふうに思ひおひませぬして、これを小学校6,538万6,000円、中学校2,369万4,000円という予算でございませぬ。

それから、次が文化施設で、空気清浄機等の整備。文化センターと美術館。それから、海洋センター体育館。これは、まあ、避難所というふうな位置付けをしながら出しておひませぬ。プール空調整備ということで、つまり三密の關係に影響があるだろうということで、チャレンジしておひませぬして、これはこれから、国のほうへ申請しなければならぬのですが、ぜひ頑張つてです、承認をいただくべき努力をしておひませぬというふうにおひませぬ。

以上が、予算の説明でございませぬ。

それから、もう一点の特別會計のほうでございませぬが、もうこれは、条例でおわかりのように、話が出た100万円の予算を準備しておくということございませぬので、当然今のところ該当者はございませぬが、いつ出るかわからないという状況の中で、条例と予算化を整備したものでございませぬ。

以上でございませぬ。

**○議長（花川大志君）** 執行部からの議案説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。質疑はありませぬか。石井君。

**○5番（石井信行君）** 3点質問します。

1点目は、旧美川幼稚園のトイレの改修ということで、大人用にトイレを変えるんだということで、幼稚園を統合したことによって、ほかの幼稚園そのほか、跡地の利用計画はどうなつておひませぬのか教えていただきたいのが1点。

それから、2点目は町内の小中学校へのタブレットパソコン端末配備ということで、時の流れだと思ひませぬんですが、できる子できない子の格差がこれによって大きく開くんでおひませぬかということが懸念されておひませぬ例がいくつも出ておひませぬますが、そのへんは教育委員会で、この子どもの学力格差について、この端末利用によって格差を無くするためにどのような配慮をするかという論議は、どの程度できておひませぬかというお尋ねをします。

すみませぬ、2点です。おひませぬします。

**○議長（花川大志君）** 山野町長。

**○町長（山野通彦君）** 1点目についてお答へしますが、ちょっとこれ、予算外のことを示されたと思ひませぬ

います。

美川についてはですね、その後、つまり利用者の方というのは、今、発達障害児の施設が、真備町で大きな被害を受けております。そこへ矢掛町の方がお世話になっているということも踏まえてですね。対象者が多いということで父兄の方等の要望もございまして、検討した結果、まだまだこれから、これをやった後にまだ、国の、県の許可を取るとか等々があるんですけども、地元へ話をしてみても、理解できるかなという雰囲気の中に提案さしてもらった。他の地域については検討中であります。

**○議長（花川大志君）** 藤原教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** はい。それでは、教育格差ということの論議ということの御質問にお答えをいたします。教育課、このタブレットの配備は、国の補助事業メニューでございまして、GIGAスクール構想と言います。このGIGAスクール構想の目標の中に、全国で格差無く実現という目標が掲げられております。で、これは具体的にどういうことかと申し上げますと、まず、自治体間の格差を無くすということで、配備されるタブレット。これについての標準的な仕様、規格を国から例示されるというふうにお聞きしております。これによって、ハード的な格差が無くなるというふうを考えております。

教育委員会としてはどうかということでございますが、逆に格差が生じるとすれば、まず、使う側のほうのレベル、スキルアップが必要だと思います。ある一定程度の水準に達しなければ、これは魂作って何とかでございませぬが、なると思いますので、これについては、今回の予算に研修等の予算も盛り込んでおりますので、これによって、子どもたちに格差が生じないような配慮をしている予算でございますので、御理解の程をよろしく願いいたします。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 嶋山教育長。

**○教育長（嶋山英二君）** ただいま石井議員さんのお尋ねですけども、今、課長が申し上げたとおりなんですけども、よくあの報道を見ますとですね、オンライン授業等々よくされます。しかしながら、矢掛町においてですね、そういうことは不可能でございます。現状ではですね。やはり、子どもたちに、全国一律平等にですね、するために、今、課長が申し上げたようにですね、これをもうお願いをしていくということでございます。GIGAスクールという構想にですね、矢掛町も則っていきたいというふうを考えておるところでございます。

なお、この場を借りて補足と言いますかですね、来週の月曜日25日から、小中学校ともに通常の授業を開始させていただきます。子どもたちが1日も早くですね、友達と一緒に勉強したいとか遊びたいとか、そして、先生方も毎日ですね、子どもたちと関わって、一生懸命勉強授業等していきたいというふうな思いが強いところでございます。そういう要望にですね、教育委員会としてもこたえるべく、校長先生方ともしっかり協議をしながら、万端の準備をしながらですね、再開をしていきたいと思っております。

先ほど申し上げましたけれども、課長が申し上げたようにですね、GIGAスクール構想に則ってですね、矢掛町も現代的な対応してまいりたいと。同時にですね、子どもだけではなくてですね、指導する先生方もですね、やっぱり指導技術の向上は要りますので、その辺りも含めて今後研修を提示させてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（花川大志君） そのほか、質疑はありませんか。

〔なし〕

○議長（花川大志君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第38号から議案第41号までの専決処分承認案件4議案は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号、専決処分の承認を求めることについて（矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定）、議案第39号、専決処分の承認を求めることについて（矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定）、議案第40号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度矢掛町一般会計補正予算（第2号））、議案第41号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））は原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○議長（花川大志君） ここで若干の休憩をとりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

○議長（花川大志君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を進めます。

ここで、大変恐縮ですが、私一身上の都合により、本議会議長の職を辞したく、ただいま辞表を提出いたしましたので、謹んで御報告申し上げます。高岡一万前議長の突然の御逝去により、その申合せ残任期間を目途に、高岡議長が掲げられた議会改革の推進を引継がせていただきましたが、もとより力及ばず、拙い議会運営の連続でございました。しかし、議員諸氏、議会事務局職員及び執行部の皆様方には、いつもさまざまな局面において、お助けいただき、幸いにも大過なく進めるべきことができたこの1年でございました。高いところからでございますが、この場をお借りし、衷心より厚く御礼を申し上げます。

それでは、地方自治法第108条の規定により、本件許可されますようお願い申し上げ、副議長と交代いたしますので、暫時休憩をとります。休憩。

〔暫時休憩〕

○副議長（土田正雄君） 議長を交代いたしました。何分にも不慣れなものでございますので、スムーズな議事進行に御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

ただいま花川大志君から議長の辞職願が提出されました。

この際、議長の辞職許可についてを日程に追加し、日程を変更して、直ちに議題といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、日程の追加及び変更を行い、議長の辞職許可

についてを議題とすることに決しました。

ただいまから議案書配付のため暫時休憩いたします。休憩。

〔議案書配付〕

○副議長（土田正雄君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第5 決定第2号 議長の辞職許可について

○副議長（土田正雄君） 日程第5，決定第2号，議長の辞職許可についてを議題といたします。

本件につきましては，地方自治法第117条の規定により，花川大志君の退場を求めます。

〔10番 花川大志君 退場〕

○副議長（土田正雄君） それでは，提出されました辞職願を事務局に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（守屋裕文君） 〔辞職願朗読記載省略〕

○副議長（土田正雄君） 辞職願は以上のとおりであります。

お諮りいたします。花川大志君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって，決定第2号，議長の辞職の許可については，許可することに決定いたしました。

花川大志君，入場願います。

〔10番 花川大志君 入場〕

○副議長（土田正雄君） ただいま議長が欠員になりました。この際，日程の追加及び変更を行い，直ちに議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって，日程の追加及び変更を行い，議長の選挙を行うことに決しました。

ただいまから議案書配付のため，暫時休憩いたします。休憩。

〔議案書配付〕

○副議長（土田正雄君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第6 選挙第1号 議長の選挙について

○副議長（土田正雄君） 日程第6，選挙第1号，議長の選挙を行います。

議長選挙の方法について，お諮りいたします。選挙の方法は投票が原則であります，全会一致の場合は指名推選でもできることとなっております。これにつきまして，御意見はありませんか。11番，山野君。

○11番（山野豊久君） 投票により決定していただきたいと思います。

○副議長（土田正雄君） ただいま投票によるべきという発言がありましたが，これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって，議長選挙は投票により行うことに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。投票に入る前に、ここで休憩をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいまから休憩いたします。  
休憩は何時までとするか、お諮りいたします。

〔「暫時でお願いいたします」と呼ぶ者あり〕

○副議長（土田正雄君） はい。暫時という御意見がこうありましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいまから暫時休憩に入ります。  
なお、議会人事案件が終了するまでの間の休憩中の執行部の会議への出席の可否につきましては、適宜町長に一任いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

○副議長（土田正雄君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。  
ただいまから議長選挙の投票を行います。  
議場の閉鎖をいたします。事務局、議場の閉鎖をお願いいたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（土田正雄君） ただいまの出席議員は11名であります。  
次に立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によりまして、1番田中輝夫君と、2番高月敏文君を指名いたします。  
職員に投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（土田正雄君） 念のために申し上げますが、投票は単記無記名でお願いいたします。  
配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（土田正雄君） 配付漏れなしと認めます。  
投票箱の点検を職員にさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（土田正雄君） 異状なしと認めます。  
ただいまから投票に入ります。それでは、1番議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○副議長（土田正雄君） 投票漏れはありませんか。

〔なし〕

○副議長（土田正雄君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。  
これより開票を行います。1番田中君と、2番高月君は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（土田正雄君） 開票の結果を御報告いたします。  
投票総数11票  
有効投票11票

有効投票中

土田正雄 11票

以上のとおりであります。

ここで選挙の法定得票数は3票であります。したがって、私土田が議長に当選と決定いたしました。議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

**○議長（土田正雄君）** ただいまの議長選挙にて、私、土田が議長に選出されました。会議規則第33条第2項の規定によりまして当選告知をいたしますとともに、当選の承諾並びに挨拶を議長席にてさせていただきます。

先ほどの議長選挙で選任していただき、厚く御礼申し上げます。ここに謹んで議長選任を承諾いたします。今日のように、目まぐるしく変化する社会情勢の中、議会の果たす役割は大きく、より町民の負託にこたえるべき議会作りが求められております。住みよいまちづくり、住んでいてよかったまちづくりに向け、行政と両輪となり、町民に信頼される議会運営に努めてまいります。議員の皆様方には御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。（拍手）

**○議長（土田正雄君）** それでは、議事進行を始めます。

ただいま副議長が議長となり、副議長が欠員となりました。

この際、日程の追加及び変更を行い、直ちに副議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、日程の追加及び変更を行い、副議長の選挙を行うことに決しました。

ただいまから議案書配付のため、暫時休憩いたします。休憩。

〔議案書配付〕

**○議長（土田正雄君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第7 選挙第2号 副議長の選挙について

**○議長（土田正雄君）** 日程第7、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

副議長の選挙の方法について、お諮りいたします。選挙の方法は投票が原則であります。全会一致の場合は指名推選でもできることとなっております。これにつきまして、御意見はありませんか。11番、山野君。

**○11番（山野豊久君）** 投票により決定していただきたいと思えます。

**○議長（土田正雄君）** ただいま投票によるべきという発言がありましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、副議長選挙は投票により行うことに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。投票に入る前に、ここで休憩をいたしたいと思えますが、これに御異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、ただいまから休憩いたします。休憩は何時までとするか、お諮りいたします。

〔「暫時でお願いいたします」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** はい。暫時という御意見がこうありましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、ただいまから暫時休憩に入ります。休憩。

〔暫時休憩〕

**○議長（土田正雄君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから副議長選挙の投票を行います。

議場の閉鎖をいたします。事務局、議場の閉鎖をお願いいたします。

〔議場閉鎖〕

**○議長（土田正雄君）** ただいまの出席議員は11名であります。

次に立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によりまして、3番原田秀史君と、4番小塚郁夫君を指名いたします。

職員に投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

**○議長（土田正雄君）** 念のために申し上げますが、投票は単記無記名でお願いいたします。

配付漏れはありませんか。

〔なし〕

**○議長（土田正雄君）** 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を職員にさせます。

〔投票箱点検〕

**○議長（土田正雄君）** 異状なしと認めます。

ただいまから投票に入ります。それでは、1番議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

**○議長（土田正雄君）** 投票漏れはありませんか。

〔なし〕

**○議長（土田正雄君）** 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。3番原田君と、4番小塚君は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

**○議長（土田正雄君）** 開票の結果を御報告いたします。

投票総数 11票

有効投票 11票

有効投票中

川上淳司君 11票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。したがって、川上淳司君が、副議長に当選と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。事務局、議場の閉鎖を解いてください。

〔議場開鎖〕

**○議長（土田正雄君）** ただいま副議長に当選されました川上淳司君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によりまして、当選告知をいたします。

川上淳司君、副議長当選の承諾並びに挨拶を議長席前の演台でお願いいたします。

**○副議長（川上淳司君）** 先ほど、副議長に当選しました川上淳司でございます。議員の皆様、大変御承認ありがとうございました。これからは、土田議長をお支えし、町行政との両輪となって一生懸命働く所存でございますので、今後ともよろしくお願ひします。一生懸命頑張っておりますので、今後とも皆様御協力をよろしくお願ひいたします。本日はありがとうございました。（拍手）

**○議長（土田正雄君）** 議長、副議長の選挙の結果、議席の一部を変更する必要が生じたので、この際日程の追加及び変更して、議席の一部変更を行いたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、日程の追加及び変更を行い、議席の一部変更を行うことに決しました。

ただいまから議案書配付のため、暫時休憩いたします。休憩。

〔議案書配付〕

**○議長（土田正雄君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第8 決定第3号 議席の一部変更について

**○議長（土田正雄君）** 日程第8、決定第3号、議席の一部変更についてを議題といたします。

議席の決定は、会議規則第4条第3項の規定によって、議長が定めることとなっておりますので、これに従い、次のとおり変更いたします。

7番、花川大志君。8番、川上淳司君。10番、私、土田正雄でございます。以上のように、それぞれ変更いたしますので、直ちに御移動お願ひいたします。

〔議席移動〕

**○議長（土田正雄君）** 移動は終わりましたか。

ここで若干の休憩をいたしたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認め、暫時休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

~~~~~

**○議長（土田正雄君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町長から急施を要する案件として、議会選出の監査委員の選任に同意を求めることについての議案が提出されました。

この際、日程の追加及び変更を行い、直ちに監査委員の選任に同意を求めることについてを議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、日程の追加及び変更を行い、監査委員の選任に同意を求めることについてを議題とすることに決しました。

ただいまから議案書配付のため暫時休憩いたします。休憩。

〔議案書配付〕

○議長（土田正雄君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第9 議案第42号 監査委員の選任に同意を求めることについて

○議長（土田正雄君） 日程第9、議案第42号、監査委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、議員の自己に関する事件につき、地方自治法第117条の規定により、山野豊久君の退場を求めます。

〔11番 山野豊久君 退場〕

○議長（土田正雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。山野町長。

○町長（山野通彦君） それでは、議案第42号、監査委員の選任に同意を求めることについて、提案理由を御説明申し上げます。

議会議員の中から選出させていただいております監査委員につきましては、山野豊久委員さんから辞表が提出されたことに伴いまして欠員となっておりますので、その後任といたしまして、引き続き山野豊久議員にお願いしたいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、この議会の同意を求めるものであります。

以上でございます。

○議長（土田正雄君） 町長からの提案説明が終わりました。

御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

山野豊久君、入場をお願いします。

〔11番 山野豊久君 入場〕

○議長（土田正雄君） ただいま監査委員の選任に同意が得られました山野豊久君が議場におられますので、この際御挨拶をお願いいたします。議長席前の演台でお願いいたします。

○11番（山野豊久君） 監査委員の再任にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま監査委員として御同意をいただきまことにありがとうございます。心より厚く御礼申し上げます。もとより浅学非才ではございますけれども、識見を有する監査委員さんとともにこの監査委員という重責を担い、精一杯努力していきたいと思っております。何とぞ皆様の一層の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

~~~~~

日程第10 決定第4号 常任委員会委員の指名について

日程第11 決定第5号 議会運営委員会委員の指名について

**○議長（土田正雄君）** 日程第10, 決定第4号, 常任委員会委員の指名について, 決定第5号, 議会運営委員会委員の指名についてを一括議題といたします。

それでは, 各常任委員会, 議会運営委員会の選任については, 議長が会議に諮って指名することとなっております。

そこで, ただいまから事務局に各委員会の選任案を朗読・発表させます。事務局長。

**○議会事務局長（守屋裕文君）** [各委員会委員選任案について朗読・発表記載省略]

**○議長（土田正雄君）** 常任委員会委員, 議会運営委員会委員の指名につきましては, ただいま事務局長に朗読させましたとお選任することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって, 決定第4号, 常任委員会委員の指名について, 決定第5号, 議会運営委員会委員の指名については, ただいま事務局長が朗読いたしましたとお選任することに決定いたしました。

なお, 各常任委員会, 議会運営委員会の正副委員長が互選されておりますので, この際事務局から報告させます。事務局長。

**○議会事務局長（守屋裕文君）** [各常任委員会正副委員長, 議会運営委員会正副委員長について互選結果報告]

~~~~~

**○議長（土田正雄君）** お諮りいたします。議会運営委員会の活動並びに各常任委員会及び特別委員会の所管部分の調査・研究については, 議会での継続審査の議決が必要であります。したがって, 次期議会の会期, 日程等の議会運営は, 閉会中の議会運営委員会の継続審査に, 各常任委員会及び特別委員会の調査・研究については, 閉会中の各常任委員会及び特別委員会の継続審査にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。5番, 石井議員。

**○5番（石井信行君）** 議会秩序保持特別委員会の話合いの議題の中身が一般質問についてとなっているんですが, これは一体いつまで継続審議する必要があるのか。もう, 私は既に継続審議する必要はないと考えておりますが, これは継続審議をする必要がありますか。その必要性をちょっと説明していただきたいんです。

**○議長（土田正雄君）** 今の案件につきましては, 今回の内容と異なりますので, 特別委員会において決議, 決定いたしたいと思えますので, そちらの委員会のほうへお諮りしたいと思います。5番, 石井君。

**○5番（石井信行君）** ここで継続審議を決定するわけでしょ。だから, 継続審議をする必要はないというのが私の意見なんです。なぜ継続する必要があるのかということが明確になっていないからです。その点を明確にしていきたいんです。

[発言する者あり]

**○議長（土田正雄君）** 特別委員会においての内容は議会で決定し, 特別委員会が決定されとります。その中で, じゃあ, いつまでということがあったと思うんですけども, それについては答えが出るまで

と言いますか、結論が出るまでという時期となっておりますので、そのへんは御理解いただきたいと思  
います。他にございませんか。11番、山野君。

**○11番（山野豊久君）** 今、石井議員から特別委員会のことについてありましたけれども、これは私  
たち議員が、意見で特別委員会を作って、それで今度、今日の昼から特別委員会を招集しとります。で  
すから、この議会よりも議員全員で行動を起こしたものでありますから、この臨時議会にかけるのは不  
相応と私は思っております。

**○議長（土田正雄君）** 他に御意見ありますか。7番、花川君。

**○7番（花川大志君）** 議員中から継続審査はするべきではないという意見があるならば、この特別  
委員会については多数決をとられることが最も明瞭だと思いますので、速やかに会議を進めることを優先  
していただきたいと思います。

**○議長（土田正雄君）** よろしいでしょうか。5番、石井君。

**○5番（石井信行君）** 今、花川議員が言われたように、山野議員が言われた議員が議員同士のルー  
ルを決めるということは、議員同士だけではなくて、今後の議員、この任期の議員以外の、次の議員の首  
をも縛るようなことを今論議しているわけですから、ここで継続審議とする意味というのが私はどうし  
ても理解できないから継続する必要はないと言っているんです。一般の全員協議会ですれば十分済むこ  
とを、なぜ特別委員会でしなければならぬかっていうことは、ずっと私は委員会で言っていますが、  
そのことが全然明らかにされていません。法律的な根拠も明らかにされていませんし、どの条例に違反  
するのかということが聞いても一切答えられません。どなたも。だから、そんなものを継続する必要が  
ないと私は言いたいです。

以上です。

**○議長（土田正雄君）** それぞれ継続審査にすべき、すべきでないという意見がございましたのでこ  
こで採決をとりたいと思います。

継続審査に賛成の方の起立を求めます。

〔起立〕

**○議長（土田正雄君）** 起立多数と認めます。したがって、次期議会の会期、日程等の議会運営は、閉  
会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会及び特別委員会の調査・研究については、閉会中の  
各常任委員会及び特別委員会の継続審査と決しました。

さらにお諮りいたします。本臨時会に付議されました案件の審議は全てこれを終了いたしました。よ  
って、会議規則第7条の規定により、これをもって今期臨時会を閉会したいと思います。これに御異議  
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、今期臨時会は、閉会することに決しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶があります。山野町長。

**○町長（山野通彦君）** 閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

さて、令和2年第3回矢掛町議会第2回臨時会につきましては、1日の会期でございましたが、上程  
いたしました専決処分の承認を求めることについて、また、監査委員の辞任に伴います追加提案、監査  
委員の選任に同意を求めることについての議案など、5議案につきましてそれぞれ御決定をいただき、  
まことにありがとうございました。

このたび、新たに議長、副議長の職に就かれました土田議長、川上副議長におかれましては、御就任おめでとうございます。

また、各常任委員会及び議会運営委員会の構成など、それぞれ新しい委員もお決まりでございますので、今後とも、それぞれの立場で御協力の程をよろしくお願いをいたします。

最後になりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止並びに社会経済活動の両立の行動に配慮しつつ、引き続き町民の皆様方の命と健康を守ることを第一に、取り組みを進めてまいりますので、議員の皆様方の御支援と御協力をいただきますよう重ねてお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。

本日は大変ありがとうございました。

**○議長（土田正雄君）** これをもって、令和2年第3回矢掛町議会第2回臨時会を閉会いたします。皆さん、お疲れでございました。

午前11時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員

令和2年第4回矢掛町議会第2回定例会（第1号）

1. 会議招集日時 令和2年6月2日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分  
 （議事） 午前 9時30分  
 （散会） 午前10時44分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	花 川 大 志	出	8	川 上 淳 司	出
9	浅 野 毅	出	10	土 田 正 雄	出
11	山 野 豊 久	出	12		



4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 野 通 彦	副 町 長	山 縣 幸 洋
教 育 長	嶋 山 英 二	総務防災課長	堀 賢 一
企画財政課長	松 嶋 良 治	町 民 課 長	稲 田 由 紀 子
保健福祉課長	小 川 公 一	産 業 観 光 課 長	妹 尾 一 正
建 設 課 長	渡 邊 孝 一	上 下 水 道 課 長	平 井 勝 志
教 育 課 長	藤 原 徳 忠	矢 掛 病 院 事 務 長	稲 田 欽 也
会 計 管 理 者	奥 村 栄 治	介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長	丹 下 裕 之
総務防災課長代理	立 川 人 士	企 画 財 政 課 長 代 理	河 上 昌 弘
矢 掛 寮 長	西 山 弘 之	財 政 管 財 係 長	石 井 亮 太 郎

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて  
 議案第44号 矢掛町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第5 報告第1号 令和元年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について  
 報告第2号 令和元年度矢掛町水道事業会計予算の繰越について  
 報告第3号 令和元年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越について
- 日程第6 議案第45号 岡山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び組合を組織する  
 地方公共団体数の減少並びに組合規約の変更について  
 議案第46号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第47号 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税  
 に関する条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第48号 矢掛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第49号 矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第50号 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
 改正する条例制定について  
 議案第51号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子  
 育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
 制定について  
 議案第52号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第53号 令和2年度矢掛町一般会計補正予算（第3号）について  
 議案第54号 令和2年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）について  
 議案第55号 令和2年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について  
 議案第56号 公有財産の取得について

~~~~~

午前9時30分 開会

**○議長（土田正雄君）** 皆さん、おはようございます。

6月に入り県立高校が再開され、矢掛の市街地にも観光客の姿が見られるようになりました。皆様には何かと御多用の中を御出席いただき、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第4回矢掛町議会第2回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため、今日の会議を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので、御報告申し上げます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

**○議長（土田正雄君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番小塚郁夫君と、5番石井信行君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

**○議長（土田正雄君）** 日程第2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日2日から10日までの9日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日2日から10日までの9日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

**○議長（土田正雄君）** 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、挨拶を兼ね報告していただきます。町長。

**○町長（山野通彦君）** 皆さん、おはようございます。

本日は、令和2年第4回矢掛町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも何かと御多用な中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本町議会におきましては、先の臨時会におきまして、土田議長をはじめといたします新体制がスタートし、最初の定例会となるわけでございますが、従前に引き続きましてよろしく願いいたします。

さて、例年この時期になりますと、梅雨入りによる長雨や台風の発生、集中豪雨などが常に気になるところでございます。本格的な梅雨時期を迎えるにあたり、大雨による災害を想定する中で、先月29日には、鬼ヶ岳ダムにおきまして管理会議を開催し、また同日には、災害防止連絡会議を開催いたしました。消防、警察、自治協議会、土地改良区、岡山県などの関係機関と、町内における危険箇所の確認、町の対応や防災資機材の備蓄などについての情報交換を行っております。災害の拡大を防ぎ、災害発生時に迅速な対応が行えるように、万全を期しているところでございます。

そして、新型コロナウイルス感染症につきましては、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象が、4月16日に全国に拡大されましたが、ゴールデンウィークにおける帰省

や外出の自粛のほか3密の回避に向けた取組により、新規感染者数が減少に転じ、5月14日に39県で、21日には近畿3府県で宣言を解除し、25日には全面解除となりました。

緊急事態にあつて、最前線で全力を尽くしてくださった医療従事者の皆さんや、介護従事者の皆さん、宅配便の配達業者さん、コンビニやスーパーの店員さんなどの社会生活を維持するために欠かせない仕事を担う、エッセンシャルワーカーの方々へ、改めて敬意を表したいと思います。

緊急事態宣言が全面解除とはなりましたが、その後も感染拡大を予防する新しい生活様式の定着や、都道府県をまたぐ移動についての自粛が呼び掛けられ、段階的な緩和となっております。

本町でも、新型コロナウイルス感染症への対応といたしまして、地域の実情に応じたきめ細かな事業を取りまとめ、補正予算を本会議へ上程させていただいております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている住民生活や地域経済への支援を優先し、感染拡大予防への対応、まちづくり支援に真摯に取り組んでまいりますので、何とぞ御理解と御協力をよろしくをお願い申し上げます。

さて、本日御審議をお願いいたします案件は、人事案件について2件、岡山県市町村総合事務組合の規約変更について1件、条例の一部改正について7件、補正予算について3件、公有財産の取得について1件。また、本日御報告いただいております案件は、令和元年度一般会計予算の繰越明許費についてなどの予算繰越について3件の計17件であります。

どうか適切な御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本定例会におきましては、一般質問をお受けいたしますこととしておりますので、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、報告事項を申し上げます。

報告事項第1号、矢掛町土地開発公社の経営状況書類の提出について御報告申し上げます。

矢掛町土地開発公社につきましては、地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条の2第1項の規定に基づきまして、その経営状況について、令和元年度決算書並びに令和2年度事業計画及び予算をお手許に配付させていただき、御報告させていただきます。

主な事業活動につきましては、定住促進対策として住宅用地の販売を進めておりますが、令和元年度では6区画を販売し、現在、東川面高通住宅分譲地、里山田住宅分譲地、東川面第3住宅分譲地を販売中でございます。また、江良地区の工場用地の造成、矢掛地区の住宅用地の取得、矢掛地区の元町駐車場用地の売却等も行っております。定住対策及び企業誘致につきまして、引き続き積極的な事業展開を図りたいと思いますので、御理解と御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

報告第2号、一般財団法人矢掛町観光交流推進機構の経営状況書類の提出について、御報告申し上げます。

矢掛町観光交流推進機構につきましては、地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条の2第1項の規定に基づきまして、その経営状況について、令和元年度事業報告及び決算をお手許に配付させていただき、御報告させていただきます。

この矢掛町観光交流推進機構は、本町における多様な観光資源の魅力を最大限に活かし、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、観光地経営の視点に立ち、関係者と協同しながら戦略策定及びその着実な実施を行い、観光地域づくりを実現するために、町の100パーセント出資により、平成31年4月に発足いたしました。

主な事業活動につきましては、観光分析事業、観光情報発信事業、観光人材育成事業、誘客促進事業、観光資源魅力化事業、農泊推進事業等の、観光まちづくりを推進するための各種事業を実施するとともに、日本版DMO登録に向け、令和元年8月に日本版DMO候補法人の認定を取得しております。

まるごと道の駅構想や、重要伝統的建造物群保存地区の選定、無電柱化等を契機に、この矢掛町観光交流推進機構と連携を深め、さらなる賑わい創出による町の発展を図りたいと思っておりますので、御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 町長からの報告が終わりました。

次に、議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、お手許の一覧表を御覧ください。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、各自御検討をお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

議案第44号 矢掛町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

**○議長（土田正雄君）** 日程第4、議案第43号、固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて、議案第44号、矢掛町農業委員会委員の任命に同意を求めることについてを一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山野通彦君）** それでは、議案第43号、固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて、提案理由を御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員であります妹尾吉高氏が、本年6月1日に辞任されましたので、後任に小野弘隆氏を、また、岸野憲二氏の任期が、本年8月31日をもって満了いたしますので、引き続き岸野氏を選任するものでございます。

経歴につきましては、お手許に配付させていただいております、資料番号1を御覧いただきたいと存じます。小野氏は、昭和48年から42年間、公務員として奉職され、現在は行政相談委員としても御活躍されておられまして、今回選任させていただくものでございます。1枚おめくりいただきまして、次に、岸野氏は再任ということですので、簡単に紹介させていただきますと、平成29年9月からこの審査委員会委員をお願いしておりまして、今回、再任をお願いするものでございます。

任期は、小野氏は前任者の残任期間であります令和3年8月31日までとなり、岸野氏は本年9月1日から3年でございます。

なお、選任後の審査委員会の委員は、神田雅則氏に、小野氏、岸野氏を加えて3名でございます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、議案第44号、矢掛町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて、提案理由を御説明申し上げます。

令和2年7月19日をもって任期満了となります矢掛町農業委員会委員につきまして、新たに9名の方々を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づきまして、この議会の同意を求めるものでございます。

お手許に配付させていただいております、資料番号2を御覧いただきたいと存じます。1ページには、

農業委員選任までの流れを掲載しております。平成28年4月から、選任方法が公選制から市町村議会の同意を必要とする市町村長の任命制に変更されております。

続いて、2ページ目を御覧ください。農業委員会委員の選出にあたりまして、本年3月2日から4月15日まで公募を行い、10名の推薦及び応募がありました。この10名の内、9名につきまして、去る4月21日に開催された候補者評価委員会におきまして、候補者の適任との評価をいただいたところでございます。

任命の同意を求めるのは、竹内義男氏、三好伸夫氏、山部智裕氏、岸野敏夫氏、池田 喬氏、石井 博氏、妹尾吉高氏、坪井幹子氏、高月周次郎氏、以上9名の方々でございます。

なお、農業委員の任命にあたっては、農業委員会等に関する法律第8条第5項によりまして、原則、委員の過半数を認定農業者が占めなければならないとの規定がございます。9名のうち7名が認定農業者となり、委員全体の過半数を超えており、規定を満たしております。

また、委員の任期は本年7月20日から3年でございます。

最後に、3ページ以降には参考でございますが、農地利用適正化推進委員につきまして記載しております。こちらは、農業委員と同時に農業委員会が募集しており、7名につきまして去る4月21日及び5月21日に開催された候補者評価委員会におきまして、候補者の適任との評価をいただき、そして、6月1日の農業委員会におきまして推進委員を決定いたしております。

以上が、議案第43号及び議案第44号の提案理由及び説明でございます。どうぞ、よろしく願いをいたします。

**○議長（土田正雄君）** 説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第43号及び議案第44号は原案のとおり同意することに決して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、議案第43号、固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて、議案第44号、矢掛町農業委員会委員の任命に同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~

- 日程第5 報告第1号 令和元年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について
- 報告第2号 令和元年度矢掛町水道事業会計予算の繰越について
- 報告第3号 令和元年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越について

**○議長（土田正雄君）** 日程第5、報告第1号から報告第3号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山野町長。

**○町長（山野通彦君）** それでは、報告第1号から報告第3号までの、各会計の繰越についてござい

ますが、報告第1号の一般会計につきましては、地方自治法第213条第1項の規定によりまして、令和2年度への予算を繰越し、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、この議会に提出し、報告させていただくものであり、報告第2号及び報告第3号の公営企業会計につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定によりまして、令和2年度へ予算を繰越し、地方公営企業法第26条第3項の規定によりまして、この議会に提出し、報告させていただくものでございます。

まずは、報告第1号、令和元年度矢掛町一般会計予算の繰越し明許費についてでございますが、昨年9月、12月及び本年3月定例会におきまして、繰越しの決定をいただいております、浸水対策事業など12事業で、9億4,221万5,000円を令和2年度へ繰越しさせていただくものでございます。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、報告第2号、令和元年度矢掛町水道事業会計予算の繰越しについてでございますが、今回報告いたします繰越し事業は、上水道事業で、150万円を令和2年度へ繰越しさせていただくものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、報告第3号令和元年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越しについてでございますが、今回報告いたします繰越し事業は、矢掛浄化センター増設事業で、1億6,500万円を令和2年度へ繰越しさせていただくものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

**○議長（土田正雄君）** 次に、議案の説明を求めます。企画財政課長。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** 〔報告第1号について説明記載省略〕

**○議長（土田正雄君）** 上下水道課長。

**○上下水道課長（平井勝志君）** 〔報告第2号・報告第3号について説明記載省略〕

**○議長（土田正雄君）** 説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号、令和元年度矢掛町一般会計予算の繰越し明許費について、報告第2号、令和元年度矢掛町水道事業会計予算の繰越しについて、報告第3号、令和元年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越しについての報告を終了します。

~~~~~

日程第6 議案第45号 岡山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び組合を組織する  
地方公共団体数の減少並びに組合規約の変更について

議案第46号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について

議案第47号 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税  
に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第48号 矢掛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について

議案第49号 矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について

議案第50号 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例制定について

議案第51号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子

育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第52号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第53号 令和2年度矢掛町一般会計補正予算（第3号）について

議案第54号 令和2年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）について

議案第55号 令和2年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について

議案第56号 公有財産の取得について

**○議長（土田正雄君）** 日程第6，議案第45号から議案第56号までを一括議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山野通彦君）** 議案第45号，岡山市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び組合を組織する地方公共団体数の減少並びに組規約の変更について，提案理由を申し上げます。

岡山市町村総合事務組合の共同処理する住民の交通災害共済に関する事務を廃止すること等及び岡山市町村総合事務組合から，美作養護老人ホーム組合が脱退することを承認するとともに，組規約の変更に係る協議がありましたので，地方自治法第286条第1項の規定に基づきまして，この議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては，総務防災課長が説明いたしますので，よろしく願いをいたします。

続きまして，議案第46号から議案第52号につきましては，提案理由を御説明申し上げます。

議案第46号から議案第52号までにつきましては，条例の一部改正に関するものであり，いずれも地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。

まず，議案第46号，矢掛町税条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を踏まえた，地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い，改正するものでございます。

内容といたしましては，徴収猶予の特例，中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置，軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長，寄附金税額控除の特例及び住宅借入金等特別税額控除の特例等でございます。

詳細につきましては，町民課長が説明いたしますので，よろしく願いをいたします。

次に，議案第47号，地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い，特例適用の期間を2年間延長するものでございます。

詳細につきましては，町民課長が説明いたしますので，よろしく願いをいたします。

次に，議案第48号，矢掛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い，所要の整備を行うものでございます。

詳細につきましては，町民課長が説明いたしますので，よろしく願いをいたします。

次に，議案第49号，矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い，所要の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、総務防災課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第50号、矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、国の基準省令の改正に伴うものでございます。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第51号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、国の基準省令の改正に伴うものでございます。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第52号、矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、令和元年10月からの消費税引き上げに伴い、所得の低い方の保険料を軽減しようとするものでございます。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第53号から議案第55号の各会計の補正予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

なお、議案第53号の一般会計補正予算につきましては、地方自治法第218条第1項の規定、議案第54号及び議案第55号の矢掛町病院事業会計及び矢掛町介護老人保健施設事業会計の補正予算につきましては、地方公営企業法第24条第2項の規定に基づきまして、提出させていただくものでございます。

まず、議案第53号、令和2年度矢掛町一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正額は1億6,100万円の増額で、補正後の予算総額は99億5,400万円となります。

ここですら、ほぼコロナ予算が大半でございますので、資料6をちょっと見ていただければと思います。

予算の内容につきましては、企画財政課長が説明いたします。

この1億6,100万円については、私はちょっとコロナ予算に特化いたしまして、この中の1億4,345万8,000円。つまり、コロナ予算を集中して、住民にわかりやすい資料を、私、作りましたので、これによって説明させていただき、予算説明は課長のほうで説明させます。

これをちょっと見ていただきますと、この感染対応事業第3弾に矢掛町はなりません。“事業の趣旨。新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や、住民生活を支援し地方創生を図るため、国・県から交付される『新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金』等を活用し、国・県の直接の政策では手の届かない大切な政策に、町が地域の実情に応じてきめ細かな事業を実施します。矢掛町においては、現に困っている人・事業者への支援を第一優先とし、その他に、将来を見据え、『新しい生活様式』への対応、まちへの支援を取り組みます。”ということでございます。

これはちょっと予算の費目とは違いましてですね、ちょっと項目を、私なりに分野を分けています。子育て支援の分野、障害者支援、生活支援、事業者支援、医療等支援等々がございます。

そこでまず言っておきたいのはですね、この内容の前にですね、前回の補正予算で今注目を浴びている10万円の臨時給付金の支給状況であります。矢掛町は今日現在で、94.2パーセントの方々にもう現金が行き渡っております。94.2パーセント。もう一つ、その分と目玉が子育て分があったのですが、子

育て分については6月12日に支給しようというふうに思っております。これはまた参考であります。

そこで、内容をちょっと説明いたしますとですね。子育て支援ということで、これをする前提としてですね、各種団体の要望を受けました。商工会グループ、それから飲食店組合、建設業者の方々、そしてもちろん農業関係、それからDMO等々の意見を聞く中でですね。そしてまた、一般の方の意見収集もした中での作成でございます。

その中で子育て支援でございますが、新生児特別定額給付金。このお金はちょっと御存じのように、4月27日現在になってますので、その後の人はどうなるのかということがございます。そういうことを踏まえましてですね。この定額給付対象とならない新生児、1人当たり10万円。同じ額であります。今年度中の人を対象に支給しようという、約700万円。それから、子育て世帯応援商品券事業。これはですね、要望を聞きますといろいろ出てまいりました。それをいろいろということを個々にするわけにはいかんのでですね。もうまとめてですね、1人当たり5,000円の商品券を配付する。教育委員会等からきめ細かな要望ございましたが、もうまとめたほうがいいたろうということで、850万円。それから、ひとり親家庭支援事業。これは、国がかなり力を入れておりますが、これは、ひとり親は困るだろうということで、町といたしましてもその上乘せですけど、3万円を支給する。それから放課後児童クラブへの支援事業というのはですね、そこへ書いておりますように、利用者に利用料の返金ということでございますが、この一部を助成するものでございます。この総額は、1,884万5,000円。

それから、障害者支援というのが1項目でありますけれども、遠隔手話サービス支援事業。ちょっと読んでいきますと、聴覚障害者が医療機関等を受診する際に、手話通訳者が同行せず遠隔で手話通訳できるようタブレット等を整備するという事業でございます。これはちょっと珍しい事業かもわかりません。

それから、次が生活支援というふうに書いてますが、これはまあ、事業者支援にもなる。両方にメリットがあるかというふうに思います。プレミアム商品券発行支援事業。これはちょっと、総額が1億円です。町の持ち出しが2,650万円支援しようということでございまして、プレミアム20パーセント分と30パーセント分に分かれておりますが、一応個店など小さい商店の方等は、この30パーセントのプレミア。マルナカとか、ニシナとかああいう大きいところはこの20パーセント分というふうに、小さいところへ力点を置いた体制にしております。

それから、事業者支援ということでございますが、これはかなり国の政策が非常に大きいというふうに思いますが。その中でも、1番特色ある新聞等へ出るのは、一番上の事業継続特別支援事業。2,900万円。これが大きいばかりではございますが。これは右へありますように、1か月当たりの売上高が前年同月比と比較して20パーセント以上減少しているというのが原則でありますし、国も、大体こういう基準をしております。その上はまあ50パーセントゆうのが、持続型給付金というのが国の方はございます。まあ、その中で町とすればですね、20パーセント以上の事業者に対して、中小企業者へ30万円。小規模事業者は20万円。これはちょっと県下でもトップクラスではないかというふうに思います。それからもう一つですね、大がかりな分がございまして、70パーセント以上。令和2年1月から6月までの期でだいたい同月期2,000万円以上の方等を対象に100万円ということセットしております。それからまあ全部は言えませんので、その次の3番目4番目、利子補給ということを書いております。金額は小さいですけども、この件はだいたい15パーセント以上が国の対象になっておるので、矢掛町では5パーセントから15パーセントの方。この国のラインに乗らない人を支援しようというの

が、この利子補給事業であります。

それから、その次の外食産業等。これが飲食店等の要望等がございます、これはDMOがですね、その中を取って推進しようという事業でございます。

それからその下側、観光まちづくり推進事業。これは、観光振興に資する事業を実施する町内の事業者に対して、3分の2の補助を出そうというものでございます。

それから次が、医療等支援。これはもう、矢掛病院とたかつま荘であります。今回予算もこの2つの会計は、この予算を繰出したことの予算でありますけれども。病院のほうではですね、オンライン診療、簡易診療所、それから、オンライン面会システム構築等の院内感染防止に対する取組。というような状況で1,080万円。たかつま荘におきましては、オンライン面会システム構築に取組むたかつま荘への繰出しということで100万円でございます。それから、感染症対策としては、避難所の感染症対策事業ということで、マスクとか消毒品とかの物資を購入する。それから、テレワークの導入事業。それからコンビニ納付導入事業。三密を避ける。それからコンビニ交付導入事業等々、これにも約3,000万円弱。これを合わせますと、今回の予算へは1億4,345万8,000円ということでございます。

その下側へですね、このコロナ予算は、1号から3号まで出しておりますんで、合計ですね、財務に書いていますが、総事業費は17億2,151万7,000円。国費が16億1,943万9,000円。県費が2,926万円。町費が7,281万8,000円という財源ですね。今日は、この3号分を計上さしてもらっておるわけでございます。内容については先ほど言いましたように、企画財政課長が説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、議案第54号と議案55号。これは、病院とたかつま荘。先ほど言いました繰出した部分でございますので、それぞれの事務長が説明をいたします。

続きまして、議案第56号、公有財産の取得について、提案理由を御説明申し上げます。今後のまちづくりに生かすため、土地を購入したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づきまして、この議会に提出し議決を求めますのでございます。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上が議案第45号から議案第56号までの提案理由及び説明でございます。御審議のほどをよろしくお願いをいたします。

○議長（土田正雄君） 次に、議案の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長（堀 賢一君） [議案第45号について説明記載省略]

○議長（土田正雄君） 町民課長。

○町民課長（稲田由紀子君） [議案第46号・議案第47号・議案第48号について説明記載省略]

○議長（土田正雄君） 総務防災課長。

○総務防災課長（堀 賢一君） [議案第49号について説明記載省略]

○議長（土田正雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川公一君） [議案第50号・議案第51号・議案第52号について説明記載省略]

○議長（土田正雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） [議案第53号について説明記載省略]

○議長（土田正雄君） 病院事務長。

○矢掛病院事務長（稲田欽也君） [議案第54号について説明記載省略]

○議長（土田正雄君） 介護老人保健施設事務長。

○介護老人保健施設事務長（丹下裕之君） 〔議案第55号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） 〔議案第56号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 提案理由の説明及び議案の説明並びに報告が終わりました。

~~~~~

○議長（土田正雄君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議を明日3日の午前9時半から再開いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会とし、明日の午前9時30分から再開と決しました。

それでは、これをもって散会いたします。それでは、皆さんお疲れさまでした。

午前10時44分 散会

令和2年第4回矢掛町議会第2回定例会（第2号）

1. 会議招集日時 令和2年6月3日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分  
 （議事） 午前 9時30分  
 （散会） 午後 0時14分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	花 川 大 志	出	8	川 上 淳 司	出
9	浅 野 毅	出	10	土 田 正 雄	出
11	山 野 豊 久	出	12		



4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 野 通 彦	副 町 長	山 縣 幸 洋
教 育 長	嶋 山 英 二	矢掛病院管理者	名 部 誠
総務防災課長	堀 賢 一	企画財政課長	松 嶋 良 治
町 民 課 長	稲 田 由 紀 子	保健福祉課長	小 川 公 一
産業観光課長	妹 尾 一 正	建設課長	渡 邊 孝 一
上下水道課長	平 井 勝 志	教育課長	藤 原 徳 忠
矢掛病院事務長	稲 田 欽 也	会計管理者	奥 村 栄 治
介護老人保健施設事務長	丹 下 裕 之	総務防災課長代理	立 川 人 士
企画財政課長代理	河 上 昌 弘	矢掛寮長	西 山 弘 之
財政管財係長	石 井 亮 太 郎		

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 一般質問 7番, 8番, 1番, 5番, 9番



午前9時30分 開議

**○議長（土田正雄君）** 皆さん、おはようございます。昨日に続き、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 一般質問 7番, 8番, 1番, 5番, 9番

**○議長（土田正雄君）** 日程第1, 一般質問を行います。

今回の質問者は5名の方々に、既に一般質問一覧表のとおり通告されておりますので、一般質問は通告順に行います。

まず、7番、花川大志君をお願いします。7番、花川君。

**○7番（花川大志君）** 議席7番、花川でございます。まず、国難とも言える我が国を襲った新型コロナウイルスによる感染症によりお亡くなりになった894名の方々に、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、現在も肺炎等によりお苦しみの全国の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

早速、通告事項、介護予防と後期高齢者を対象としたフレイル対策について、住民主体の地域包括ケアシステムについて、我がまちにおける財政的側面から見た社会保障の現状と持続性について、以上3点の質問を始めさせていただきます。

なお、1年以上質問台から離れておりましたので、多少機械がさびているやもしれませんが、よろしくお付き合いください。

まず1点目。介護予防と後期高齢者を対象としたフレイル対策について、質問を始めます。

多くの町民の皆さんには、フレイルあるいはフレイル防止という言葉は、なかなか耳慣れないものと思いますが、これを私的に端的に表現しますと、老後を元気に過ごしたい、また、自分は1日でも長く人様の手をお借りする介護状態になるのを避けたいとの思いを、日常生活の中で実現するための新たな取組、とこのように捉えております。

肝要なのは、日常生活の中、ということでありまして、心身ともに日々何もしなければ、先ほど申しましたそういった願いがかなわない状態、つまり、要介護状態に入っていく割合が飛躍的に高くなっていくというわけでございます。もっとも、私は医師・ドクターではありませんので、その実態やデータは持ち合わせてはおりませんが、少なくとも研究が進んだ今日において、厚生労働省が推進するこのフレイル防止に関する取組は、高齢化に伴う健康寿命と平均寿命の差を縮めること、つまり、お年を召してもその年齢なりに健康にお暮らしいただくことが、我が矢掛町民の豊かな老後を守るための活動指標になり得るものとして、これを強力に推進していただきたいと考えているわけでございます。

ちなみに、運動量が減って歩くスピードが遅くなった方は、そうでない方より4倍以上要介護状態になる確率が高く、不規則で栄養価のバランスを考えない食生活をされている方、また閉じこもり傾向及び日々の外出頻度が極端に減った方々の生存率は低いなど、追跡調査の報告も既になされています。

私自身もこれからゆく道です。今からしっかりフレイル防止を心に留めておこうと思いますが、全町民挙げてこの意識の醸成を図らなければ、これは意味がないわけでありまして。

つまり、今、御高齢者だけにこれを声高にお願いするのではなくて、青年層から私どものような壮年層の段階から、意義あるフレイル防止意識の醸成、刷り込みを図っていただければと考えるわけであり

ます。

そこでまず、町民の、特に御高齢者に対する介護施策の一環として、フレイル防止はどのように進められているのかを問います。その中で、フレイルの名称を冠していなくても、これに該当すると解される取組の有無を問います。

そもそも、町民のフレイル及びフレイル防止への認知度の現状はどうか。さらに、それらを含めて全体像を見るために、我がまちの健康診査の状況を問います。義務化されている75歳未満の特定健診のみならず、努力義務にとどめられている75歳以上の方、いわゆる後期高齢者の方々の健康診断受診率割合の現状はどうなっているのか。

以上の点について、保健福祉課長に答弁を求めます。

**○議長（土田正雄君）** 保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小川公一君）** 7番、花川議員さんの御質問に保健福祉課からお答えいたします。

まず、矢掛町ではフレイル予防はどのように進められているかということでございますが、矢掛町のフレイル予防は、これまで主に介護保険の介護予防事業として進めてまいりました。

フレイルという言葉は、加齢により心身が老い衰えた状態として、日本老年医療学会が、4年前2016年に提唱した言葉でございまして、厚生労働省研究班の報告を見ますと、フレイル状態は、適切に介入、支援することで生活機能の維持、向上が可能な状態とされております。

次に、現行の施策や関連施策の中でこうした事業に類するものでございますが、保健福祉課では、介護予防・日常生活支援総合事業が、フレイル予防に該当するものになります。この事業は、高齢者の方に窓口などで基本チェックリストによる問診を行いまして、その中で生活機能の低下が見られる方を介護予防・生活支援事業対象者に認定をいたしまして、訪問型サービスや通所型サービスを利用しながら、身体や心の働きの改善、日常生活動作や家事の自立、家庭や社会で役割を果たすことができるように生活機能を改善するなどの取組を行っています。

なお、フレイル予防の認知度の現状につきましては、テレビ報道などで年に私も数回見かけることがございますので、ある程度の方は御存じかと思いますが、全体的にはまだ十分認知されているとは考えておりません。

過去には、平成29年度に町の社会福祉協議会の主催の地域支え合い活動の講演会の中で、地域の見守りをしていらっしゃる福祉委員さんや、福祉協力員さんにフレイル予防についての研修が実施されております。私の記憶の範囲ではございますが、この講演会がフレイル予防について、町内で初めて行われた講演会であったと思います。

保健福祉課では、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、御自宅に閉じこもりがちになられる高齢者の方々への対策といたしまして、矢掛放送で体操番組の放送を行っておりまして、自宅でテレビを見ながら体操をしていただくこともフレイルの予防になります。

先月、5月ですが、85歳以上の高齢者の方にマスクを配付いたしましたが、その中にもフレイル予防についてのチラシを同封しております。

また、厚生労働省のほうでは、平成30年度に“食べて元気にフレイル予防”というリーフレットをホームページに公表しておりまして、フレイルの傾向や対策のポイントなどを解説をしています。

現在、第7期の矢掛町高齢者保健福祉介護保険事業計画には、フレイル予防という言葉は出てまいりませんが、介護予防事業につきましては、今後、後期高齢者医療保険の保健事業との一体的な実施が求

められておりました、今年度策定予定の第8期の介護保険事業計画や、健康やかげ21・食育推進計画の中にもフレイル予防に関する啓発や、具体的な事業を反映してまいりたいと考えております。

これまで、介護保険の一般介護予防事業というものは、65歳以上で要介護認定のない方が対象の事業でございましたし、介護予防・生活支援事業対象者にいたしましても、介護サービス利用の相談に来られた方を中心に、事業対象者の認定や、事業への参加勧奨を行ってまいりましたので、具体的にどのような方に予防が必要なのか、町民の方にはわかりにくい点があったと思います。フレイルは、その状態をある程度わかりやすく定義をしておりますし、特に医療側から対策が必要な状態として認知をされておりますので、医療保険の保健事業と介護保険の介護予防事業の連携を取ることが容易になったものと考えております。

フレイル予防についての具体的な事業の枠組は、今後の国の情報や計画策定の段階で御議論していただくこととなりますが、現状では介護予防事業として、100歳体操などの身体活動の維持向上対策、健康やかげ21・食育推進計画事業としての食事の改善や口腔ケア対策、地域福祉計画事業としての地域のいきいきサロンへの積極的な参加や住民主体のボランティアによる通所サービスへの参加など、それぞれの取組を一体的に実施していく必要があると考えております。

先ほどの御質問の中で、フレイル予防の取組が健康寿命と平均寿命の差を縮めることになるので、協力を推進していただきたいと議員さんから御提言がございました。保健福祉課としても、フレイル予防への取組は、矢掛町の高齢者の健康寿命をさらに延ばし、健康で長生きするために重要な施策となるものと考えておりますのでよろしく願いいたします。

続きまして、後期高齢者の健診受診率とその現状ということですが、後期高齢者健診の受診率は、平成30年度の実績で27.5パーセントでございます。内訳は、後期高齢者医療保険被保険者2,970人のうち、入院や生活習慣病で既に治療中の方1,566人を除く、残りの1,404人が健診の対象者でございまして、そのうち387人が健診を受診されております。

矢掛町の後期高齢者の健診は、高血圧や脂質異常などによる生活習慣病を改善することを主目的としています。実際、矢掛町には生活習慣病といわれます糖尿病や慢性腎不全などの患者さんが、県下のほかの地域と比べまして、多いという数字が出ておまして、74歳以下の国保の保健事業では、こうした方への対策を重要な施策と位置付けています。

しかし、75歳以上の後期高齢者につきまして、疾病分析を行ったところ、身体機能の低下による転倒などに起因する疾病が全体の34.4パーセントで第1位となっており、健診結果による医療受診などの対策と併せまして、加齢による衰え、つまりフレイルに伴う身体機能の低下を防止する対策も、後期高齢者医療保険における保健事業として、重要な位置付けになるものと考えております。

実際に国の考え方としても、75歳以上の方は、75歳未満の方に比べて、生活習慣病の予防の効果が大きくないと考えられ、また、改善も困難な場合が多く、体重減少や低栄養のリスクが増すことから、QOL——生活の質を確保し、自立した日常生活を営むために生活機能の低下を予防することが重要であるとしています。

御質問につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 7番、花川君。

**○7番（花川大志君）** 矢掛町におけるフレイルに関する現状、さらに、介護予防事業推進の観点から、行政としてさまざまな施策を展開されている状況は理解できました。

担当課長からフレイルの取組は、重要施策であるとの御見解もお示しいただき、安心いたしました。

振り返ってみれば、昨年度末からこのフレイル予防について保健福祉課課長代理ほか、担当職員にお話を伺ってきたわけですが、そのような中、広報やかげ5月号で、保健福祉課地域包括支援センターさんが編集されたと思いますが、“健康知っ得情報”の中で、“フレイルって何？”との見出しでフレイルの解説と、フレイル予防の概要及び事例を挙げた予防法、健康づくりを紹介されており、フレイル及びフレイル防止の重要性の周知が、確実に前に進んでいることを実感いたしました。

さらには、先月招集されました第2回臨時会に上程された専決処分案件である新型コロナ対策の一般会計補正予算の中で、長期外出自粛に伴う御高齢者のフレイル予防を目的とした、健康体操の番組放送委託も予算計上されておりました。きっかけがあったから、という言い方をしたら、担当課に大変失礼ですが、時宜を得たこのような取組及び周知活動は、高齢者福祉の政策の一環として、町民にとって大変有意義であり、評価できるものと私は考えています。

その上で、再質問をいたします。

先ほど、保健福祉課長は、フレイル予防の推進が医療保険の保険事業と、介護保険の介護予防事業の連携を取ることが容易になる、と御答弁されましたが、その具体的な説明と、そのことによる保険者及び被保険者のメリットとは何か。これは、この後の3番目の質問に関連するかもしれませんが、この際、お聞きしたいと思います。

また、後期高齢者の健康診断受診率については、平成30年度実績で、27.5パーセント。そして、その積算根拠も含め、対象者の詳細を御答弁いただき、おおよそ4分の3弱の方が未受診という、我がまらの実態がわかりました。

私が少し疑問に思うのは、後期高齢者健診の主目的が、生活習慣病を改善することに置いている点です。保健福祉課長も言及されたとおり、後期高齢者の方々の生活習慣病予防効果は、残念ながら著しい改善は望めないようでございます。であるからこそ、それに至る前、少しずつでもいいから運動機能・生活機能を正常に維持するために、例えば、先ほど申し上げた町広報紙における“健康知っ得情報”での編集記事のような情報と対処法を、我々町民に明示していただければ、これは大変ありがたいわけでございます。

それこそがまさに、フレイル予防への取組であると私は考えます。そして、後期高齢者の疾病分析では、身体機能の低下による転倒などに起因するものが全体の34.4パーセントと最も多いとのことでした。そういう事故による、主に足腰のけがや元来の加齢による運動不足等が、急速な衰え、つまり、要介護状態突入に向けての加速要因だとすれば、74歳以下の方も含め、健診のチェック項目も、フレイルの周知徹底とフレイル予防の推進に根差した内容に転換する必要があるのではないかと考えます。

つまり、身体機能の低下を少しでも遅らせて、転んでもお怪我をすることのないような状態を1日も長く保っていただけるように、フレイルへの認知を高め、フレイル予防への有効な対処、取組を推進するための根本的な改善です。従来の介護予防事業における生活機能の低下を調べるチェック項目は、個々人の運動機能に関連する事柄が中心であったと思いますが、いわゆるフレイルに関するチェック事項は、食生活習慣は元より、例えば、公民館活動や町内会の共同作業へ参加する、社会的なつながりが恒常的にあるかないかとか、いきいきサロン等、人、御近所、小さな拠点での交流に月に何回、どれくらい参加しているかなど、フレイル防止の観点から虚弱進行を少しでも抑制することへの気付きを与える項目が必要になってくるのではないかと考えられるわけです。

そこで、フレイル健診とでも言いましょうか。フレイル防止推進に整合したチェック項目の改訂、この部分は、後期高齢者医療特別会計の範ちゅうに掛かるかとは思いますが、実務的な現場での対応される保健福祉課の観点から、保健福祉課長の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

以上3点、再質問として、保健福祉課長の御答弁を求めます。

**○議長（土田正雄君）** 保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小川公一君）** 7番、花川議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、1点目の医療保険の保険事業と介護保険の介護予防事業の連携を取ることが容易になる具体的な説明ということでございますが、医療保険の保険事業・健診などは、リスクの高い方を医療につなぐことが目的であります。一方で、介護保険の介護予防事業は、リスクの高い人を福祉や介護のサービスにつなぐことを目的としています。こうした目的の違いから、双方の連携の必要性は理解しながらも、連携を図ることが難しいという面がございました。

しかし、フレイル予防は、医療保険の保険事業として実施され、フレイル状態にある高齢者への対策は、医療へつなぐだけではなく、介護予防事業の利用や地域のいきいきサロンへの参加なども必要な対策になります。

後期高齢者医療保険の保健事業では、フレイル対策について、介護予防事業との一体的な実施という言葉で表現されていますが、医療、介護、福祉が相互に連携をし、協力しなければ解決できない課題であるということを、医療関係者にも認知されているという点で、連携しやすくなったと感じております。

次に、2点目の、保険者・被保険者のメリットでございますが、一番は、健診などでフレイル予防が必要な方を把握することで、介護予防や食事の改善、いきいきサロンなどの通いの場への参加などが早期にかかわることが可能になりますので、状態が悪化する前に対策を講じことができるようになり、結果として、健康寿命の延伸につながるものと考えております。

3点目のフレイル健診、フレイルに関するチェック項目を、後期高齢者の健診で実施したらどうかという御提案と受け取りましたが、後期高齢者の健診でのフレイルに関するチェック項目につきましては、今年になって、岡山県の後期高齢者医療広域連合から、健診でのフレイルに関するチェック項目の実施について要請がきていると、町民課の後期高齢者医療担当者に確認をしておりますので、フレイルに関する広報や予防を推進する観点からも、健診での実施に向けて準備をしまいたいと考えますので、よろしく願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 7番、花川君。

**○7番（花川大志君）** フレイル対策がつなぐ保健事業と介護予防事業の一体的な実施。それは、介護福祉医療の相互連携の必要性を、医療関係者も認知しているとのこと。それぞれの事業の関連性及び連携の容易化が課題解決の推進力になっていると理解できました。

また、フレイル予防によって期待される健康寿命の延伸、それを下支えするものの一つとして、地域のいきいきサロンの存在の重要性の言及もありました。民生児童委員さんの活動もこれに連動したものになってくると考えられます。

フレイル健診に関するチェック項目への取組も既にスタートをしており、本町でも今後の実施に向け準備を進めるとのこと。町民課、保健福祉課、両課の有為な連携を期待したいと思います。フレイル防止が、要介護状態の抑止力になること、また、加齢とともに難しくなる生活習慣病への改善に少しでも役立つこと、そして、冒頭申し上げた矢掛町民が、豊かな老後が送れる素地になること、これらの実現

に向けて、保健福祉部局の施策の推進をお願いし、この質問を終わります。

次に、2点目、住民主体の地域包括ケアシステムの質問に入ります。本年3月の第1回定例会において、保健福祉課から上程された当初予算案の中で、新規事業として、地域福祉計画の策定事業がありました。これは、社会福祉法に基づく、来年令和3年度から同7年度までの第三次の5か年計画であり、当然ながら議会はこれを承認しております。その上で、同計画に概念的に盛り込んでいただきたい内容について、提案を行います。

それは、介護障害、母子保健、子育て支援、生活困窮者支援等々の諸問題に対し、これらのお困りごとを複合的に抱えておられる方々への、総合的かつ一元的な窓口の整備というものでございます。本年3月に閣議決定され、第201回通常国会に提出された、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案。これは、既に衆議院を通過した法案ですが、その内容を見ますと、大きな柱の一つに高齢者介護、生活困窮、障害者福祉や就労支援、また、引きこもり等々の諸問題を、それぞれの分野ごとではなく、一つの窓口で継続的に支援するための体制づくりがうたわれています。いわゆる行政の縦割りを改善し、包括的に断ることなく、地域住民の複合的なお困りごとを解消すべく支援していくという立て付けです。また、我がこと、丸ごとの地域共生社会の実現というこの法案の理念は、他人ごとを我がことに変えていく働きかけであり、さらには地域の課題を丸ごと受け止める場の体制づくりというもので、地域福祉計画の理念と、少なからず合致するものと思われまます。

我がまちの地域福祉計画でうたわれる“人にやさしく、健やかに暮らせるまちづくり”という将来目標のコンセプトにも根底で合致していると思われ、深く共感を覚えるものであります。

一方、少子高齢化や核家族化などの要因により、ライフスタイルが様変わりした今、良い意味での向こう三軒両隣のな地域のつながりや交流は、少なからず希薄になってきた現状が見受けられます。こういった中、お困りごと、悩みごとを抱えていらっしゃる方が、御近所あるいは町内会等、身の回りに相談する人も、場所も、受け皿もないとすれば、これは、不幸なことという言葉だけでは済まされません。やはり相談窓口、つまり複数のお困りごとについて一括して救済を受けたい気持ちを伝える場所が、将来をにらんだ上で、先ほど述べた法案が可決する見通しからしても、必要と思うわけでございます。

地域福祉計画は、諸々の課題に対して、町内の地域住民と、町内にある保健福祉関係機関、そして行政がお互いに検討し合い、その過程でそれぞれのセクションをいかに巻き込み、温度差なく、議論協議できるかが、計画の進め方の大きなポイントであり、担当課としては策定趣旨に則った計画の整備に取り組むことが、このたびの策定作業の本筋であると承知していますが、盛り込む内容に対する要望や、今回のような提案については、議員の立場としては、既に策定が始まった今しかないとの思いで、あえて今定例会で質問を行うわけでございます。

そこで、福祉に関する複合的な問題に対応する窓口の整備及び保健福祉課課内の対応人材の育成も含め、本件提案が同計画に盛り込むことができるか否か、その計画の概要をも含め、現段階での御見解を保健福祉課長に問います。

**○議長（土田正雄君）** 保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小川公一君）** 7番、花川議員さんの2点目の御質問に保健福祉課からお答えいたします。

地域福祉計画に関する御質問でございますが、地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民みずからが、地域生活課題を明らかにし、解決のために必要な施策の内容や体制などについて、関係者

と協議をしながら目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものでございます。

地域福祉計画の策定につきましては、平成30年4月の法改正によりまして、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、福祉の分野別計画の上位計画として位置付けられました。

また、この改正により新たに計画の中には、包括的な支援体制の整備にかかわる事業に関する事項を盛り込むことになりました。

現在の矢掛町の地域福祉計画は、各地区での座談会をベースに寄せられた地区ごとの課題を分析し、解決のための具体的な施策、取組を記載した部分が主要なものでございまして、社会福祉協議会が策定いたします地域福祉活動計画と一体の計画として策定しております。

今年度は、来年度から、新たな地域福祉計画の策定年でございます。現在の予定では、各地区での座談会で地域課題を収集し、地域福祉活動計画との一体的な計画とすることにつきましては、以前と変更はございません。

しかし、地域福祉計画が、分野ごとの福祉計画の上位計画であることから、昨年度策定いたしました子ども子育て支援事業計画や今年度策定予定の高齢者保健福祉介護保険事業計画や障害福祉計画、障害児福祉計画、健康やかげ21・食育推進計画との整合を図り、策定委員会の中で関係機関や専門職の方の御意見を伺いながら原案を作成する予定でございます。

また、福祉計画に新たに追加することとなりました、包括的な支援体制の整備にかかわる事業に関する事項につきましても、矢掛町としての体制はどうあるべきかについて、委員会の中で議論してまいりたいと考えております。

なお、計画に定めるべき事項といたしましては、基本的には、社会福祉法第107条にございますように、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取組むべき事項、地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項となっております。

計画では、住民に身近な地域において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができ環境を整備することが求められておりまして、そのためには各地域で、地域の生活課題に関する相談を包括的に受け止めるための体制の整備や、様々な関係機関が連携をして包括的な相談支援体制を構築することが必要と考えております。

具体的な内容や体制については、今後の策定委員会等で議論いただき、御意見を伺いながら検討していくものと考えておりますが、岡山市や倉敷市などの大きなまちでは、児童福祉や母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉の担当部署がそれぞれ分かれておりまして、その連携が困難であることが想定されます。

しかし、矢掛町におきましては、そういった部署が保健福祉課に集約されておりますので、新たな体制を整備することの必要性につきましては、計画実施にあたって、社会福祉協議会をはじめ、町内の関係する機関の体制を分析をいたしまして、なお課題があれば検討する必要があると考えております。

なお、これまでも地域の福祉課題につきましては、地域ごとに独自の課題があり、地域みずからが気付いた課題は、その地域で解決できることもあり、そういった自主的に課題を解決できる地域をつくっていくことを目的としてまいりました。

しかし、これは私の所感ですが、積極的に取組む地域とそうでない地域が二分化してきているように

感じております。

また、少子高齢化が進んでいく中で、行政の施策では手の届かないところで福祉を必要とする方は、今後ますます増えてくるものと推測しております。

こうした課題を解決するためにも、今回の地域福祉計画においては、地域がみずから課題を解決することを目標とすることについては、その趣旨を変更することはいたしません。これまで以上に生活支援コーディネーターなどの専門職を地域に派遣し、課題を共有し解決しようとする地域に対しまして、地域ごとの特性に応じた適切な支援を行っていただける体制を構築したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 7番、花川君。

**○7番（花川大志君）** 本町における地域福祉計画の策定趣旨。特に、住民に身近な地域において住民主体の福祉項目に関する生活課題の把握と解決を行うための環境整備を進めていくという御説明は理解できました。

また、新たに盛り込む内容のほか、自主的に課題を解決できる地域づくりについての私見を交えた解決策を旨に、行政としても適切な支援体制を構築していきたいとお考えをお聞きし、同計画の意義を改めて理解できました。その上で先に述べました、私どもの提案の趣旨との整合を考えれば、保健福祉課長が縷々解説された、子どもから御高齢者、そして障害者の方々を対象とした福祉の分野別計画の上位に位置する計画として、包括的な支援体制の整備という観点からは、やはり総合的かつ一括的な相談窓口の設置は必要になるのではないかと感じます。

そこで再質問として、福祉の分野別の下位計画との整合をどうするかで図っていくのか。また、保健福祉課長の所感に関連して、地域の福祉課題に積極的に取り組めていない地域に対する環境整備を推進する上で、本件提案の相談窓口を設けないとすると、どういった対処が今後なされていくのか。さらに、地域課題に積極的に取り組む主体としては、どういった組織が受け皿になるのか。以上3点について、改めて総合的かつ一括的な相談窓口の設置を要望する観点から、保健福祉課長に御答弁を求めます。

**○議長（土田正雄君）** 保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小川公一君）** 7番、花川議員さんの再質問にお答えいたします。まず、地域福祉計画の策定について、福祉分野の下位計画との整合をどのように図っていくのか、ということですが、地域福祉計画は、分野ごとの都市計画の上位計画という位置付けでございますが、同時に町の総合計画であります振興計画の下位計画でもあります。

福祉分野に関する部分につきましても、基本的な方針や基本理念、重点目標や基本目標は、振興計画に盛り込まれておりますので、地域福祉計画においても、これらの基本理念やそれぞれの目標と整合を図ってまいりますので、計画ごとに対象者が異なる場合であっても、基本方針や基本理念、重点目標や、基本目標を共有しながら、具体的な施策を盛り込むことで、必然的に整合が図れるものと考えております。

次に、地域課題に積極的に取り組めていない地域への対処と、地域課題に取り組む主体となる組織についてでございますが、地域課題に積極的に取り組めていない地域への対処につきましては、先ほどの御質問の中での回答の中で少し触れましたが、現在保健福祉課に配置しております生活支援コーディネーターが相談窓口になるものと考えております。

なお、生活支援コーディネーターは、地域に出かけ、地域の困りごとや課題を地域の方と一緒に探り

出し、行政でなければ解決できない課題を行政につなぎ、地域でも解決できる課題については、地域の方がみずからの手で解決できるように支援をする役割を担っております。

開始から今年で3年目を迎えて、地域との連携は徐々にできつつありますが、地域には、自助、共助、公助の理念が、まだ十分浸透していないところもあり、今後さらに、地域がみずからの力で地域課題を解決できるよう、またその支援ができる体制を充実させてまいりたいと現段階では考えております。

議員さんのおっしゃられました、新たな総合的かつ一括的な相談窓口につきましては、法改正が行われれば、それに伴う政令や省令などの改正法の取扱いについて、国から詳細な通知がまいりますので、その内容を検討した上で結論を出したいと思っております。

もう1点、地域課題に取り組む主体となる組織ということでございますが、地域の福祉課題につきましては、各地区の社会福祉協議会にこの役割を担っていただいております。各地区の社会的教育には、民生委員や自治会、町内会、いきいきサロンの代表者などのさまざまな地域の方が所属しておられますので、地域みずからのことを考えるには、最も適切な組織だと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 7番，花川君。

**○7番（花川大志君）** 個別具体的な質問の中で、本件要望が盛り込まれる可能性を見出せたらと思いましたが、保健福祉課長の御答弁、御見解からすると、そもそもこのたびの地域福祉計画策定に当たっての趣旨に照らせば、ああこれは多少方向性が違うか、と理解せざるを得ないかもしれません。

しかし、御答弁にもありました地域共生法案に準じた要望である、複合的なお困りごとに対する総合窓口、一元的に相談審議に応じてもらえる相談の窓口の創設に、将来予測として言及いただいたことは、私なりに収穫であったと感じます。

また、総合的相談窓口に相当するものとして、生活支援コーディネーターの存在にも言及がありました。この地域の支え合いを推進する役割を、例えば、民生児童委員さんとの役割と重層的にリンクさせ、まとめていただけたら地域課題の把握などが円滑になるのではないかと思います。この上は、地域住民が主体的に地域の課題の把握と解決を行う環境整備と、それを支える体制づくり、そして、さまざまな関係機関との包括的相談支援体制の構築は、しっかりとうたわれ、社会の変化に即した計画の策定をお願い申し上げ、本質問を終わります。

続いて3点目、我がまちにおける財政的側面から見た社会保障の現状と持続性についての質問に移ります。まず、概況の認識共有をいたしますと、我が国の令和元年度一般会計歳出予算は約9兆9,300億円で、そのうち社会保障関係費は、約3兆9,900億円。歳出予算総額の34.2パーセントでありました。10年前。今から10年前の平成22年度の社会保障関係費は、約2兆7,690億円。さらに、今から20年前の平成12年度のそれは、約1兆6,666億円と、この20年間でなんと2倍に膨れ上がっている現状があるわけでございます。

一方、これに対する歳入としては、当然ながら保険料や税だけでは賄えませんから、特例国債、つまり赤字国債を発行して財源を確保し、これらに充ててきたわけでございます。

一般会計の予算規模は、10年前と比べて約1.07倍ですが、社会保障関係費は約1.25倍と極端な伸びを示しており、その年度ごとの歳出項目の占有率は毎年増えてまいりました。これを国のことと漫然と流していたらとんでもないことで、社会保障関係費は我々の身近に介在する費用であり、前段申しましたとおり、その費用の支払は多くの借金に頼っているわけでございます。

我がまちに目を向けますと、年金、医療、介護、子ども子育てなど、健全財政に裏打ちされたこれら社会保障に関連する事務の推進が、大変良いかたちで行われており、安心・安全のまちとなっておりますが、国の財政状況、そしてこれから訪れる超高齢化の人口動態からすると、さまざまな角度から将来予測をして、対処策、行政施策を施さなければならない。これは、地方の自治体全てに共通する懸案事項とされています。

しかし、その対処策を打ち立てるにしても、常に財源の問題が立ちはだかるわけで、私どもが言うまでもなく、町長は「大事なのは財源。常にこのことを念頭に置いている」と、さまざまなステージで発言されてきました。

そのような中、矢掛町の平成30年度普通会計決算での経常収支比率は、一つのラインである90パーセントを超えたわけであります。経常収支比率は、一般財源における義務的経費等の占める割合ですが、この数値が100に近いほど、財源の自由度が狭まる。つまり、独自の施策に自由に使えるお金が乏しいということを表す指標です。よって、一般的に90パーセントを超えると危険ラインと言われるわけですが、私はこの数値だけが独り歩きしても意味はないと考えています。その他の財政指標と複合的に見なければ、我がまちの財政状況は正しく把握できません。むしろ、私が注目するのは、この義務的経費の中に、社会保障に関連する扶助費が含まれていることです。

前段申し上げたとおり、社会保障関係費は年々増加の一途を辿っている中で、扶助費が膨らむことは容易に予測でき、今後も高齢化が進み、社会保障費の増加が予想されるわけであります。現に、矢掛町の経常収支比率は、数値的には90パーセントを超えました。

そこで、財政の硬直化が予測される中、我々の生活の安定を図ることを目的としている社会保障費の増大が、我々町民のさまざまな住民福祉を財政的な問題で圧迫するかもしれないということについて、その実態は果たしてどうなのか。対処策、行政施策の在り方を含めて、町長の御見解の一端をお聞かせいただきたく、御答弁を求めます。

**○議長（土田正雄君）** 山野町長。

**○町長（山野通彦君）** 我がまちにおける財政的側面から見た社会保障ということで、過去、なかなか財政の問題をこの議会で取り上げる議員は、ほとんどなにかからありません。そういう意味では非常にいいタイミングでお話があったかな、と。先般の工場誘致等でもですね、財源を考えることがない住民が多いなあというのを感じました。そういう面ではですね、非常に意義ある質問というふうに受け止めております。

今言われますようですね、国の財政が非常に大きな問題になってます。年末にですね、国が予算を作るときに考えられてる一番の悩みは、もうこの社会保障の予算ができたらもう予算はできたものだというくらい大変なものがあるのは、ほとんど御存じだろうというふうに思います。これはもう今後、どの毎年もそういうかたちが続くだろうというふうに思っておりまして、議員が思われるようにこの社会保障の将来どうなるのかというのは、国民を挙げて大変なことだというふうに思っております。

その中でですね、数値的に分かれていますのは経常収支比率。まあ、いろいろありますけども、非常に重要な項目のところでございます。

この中で特にですね、義務的経費。これが今言われます、扶助費と、人件費と、公債費であります。この言葉はですね、義務的なので予算組むときには、最優先してこの3項目はつけなければならない。皆さんが要望される投資的経費等々は、予算が余ればできるというようなことの性格をもつてますので、

非常にこの数字は重要なことというふうに思っております。

そこでですね、今言われます扶助費。ちょっと数字的に見ますとですね、年々上がってきております。この原因は何かということですが、ずばりわかりやすく言えば、少子化対策。今、高齢者福祉と言っておられますけども、この扶助費には当然、高齢者、障害者福祉、それからまあ、子どもさんですね。最近増えてるのは、障害者福祉と子ども福祉。これが非常に増えてきております。そのためにですね、この扶助費が上がってきておるということであります。

その中でですね、子どもについては、私の施策の中でですね。人口が減ってくると子どもさんが少ないということの中で、施策をですね、無料化を発信いたしました。当然矢掛町の財政ではできません。今の施策は。そういうことの中でですね、5億円、子ども未来基金というものを積立てまして、この施策を打ち出したわけでありまして。この施策はですね、最近の移住者の方々の御意見を聞く中では、なぜ矢掛町へ来られましたかという話を聞く中では、非常に子どもの子育てがしやすいまちだ、ということで転入をしてくださる方もかなりおられます。そういう面ではですね、良い施策だと思いますが、今、議員が言われますようにですね、本当にこれが続くのか続かないのかということですが、非常に厳しいものがございます。そういう面では、私の施策というのはその基金のあり方について、今のままの施策が続けられるのかどうかも検討しながらやってまいりたいと思っておりますが、この数字の上がっているところはですね、そこの分野でございまして、通常の数値で分析でありますので、そのままの数値で上がります。数字は上がってきます。しかし、この裏側を見ればですね、通常の数値でなしにですね、こういう積立てとった基金で対応してありますので。この数字は上がりますけども、その裏財源として基金で対応をしておるということを知っていただければというふうに思います。

もう一つ、大事なものは公債費であります。これの原因はもうずばり言って過疎債であります。これが平成22年に確定、認定されましてですね。非常に、7割を国の助成ということでございますから、これだけの財源の手当はありません。なかなか国の補助でもですね、2分の1とか、最高でも3分の2という事業でございますが、7割の財源。ただし、これは現金でなしにですね、借入金というところに問題があります。22年からですね、もうずっと議員さんようお分かりのように過疎債の事業費がたくさん入ってきています。最大限活用しながらやってきておること、予算規模も増やしてまして、住民の要望にもこたえている。この財源はここにあります。ここはなかなか住民の方は分からないと思っておりますけれども、今の通常ではありません。まあ、そういうことからですね、22年から始まって23年から発行してきますので。この財源はですね、3年据置きでその後9年での償還というふうになってますので、ちょうどここ数年前からですね、支払が始まりかけた。そのことについての、この公債費が毎年1パーセント。去年はもう2パーセントぐらい上がっていますので。つまり、償還の一番多い状況というのがまだ続くと思っております。この数字は上がってきますけど、この数字ではなしに、裏にはですね、私に残り3割の財源を減債基金で積んでおる。これも、今さっきの結果的に数字はですね、実数でありますので、これは上がっていくと思っております。しかしながら、この裏財源として3割を減債基金に積んでおりますので、それを引いてもらえばですね、この数字はこの90パーセントを割れてくるというふうに思っています。

しかしながらこの問題は、かなり担当課のほうは活用しようとしてはございますけども、財政のほうにブレーキをかけるように、もう指示しています。やり放題やると将来大変なことになる、ということでもありますので、この過疎債は非常に魅力のある財源ではありますが、規制をかけていくという段階にもう

入っておるといふ認識をしております。

それに、救われているのもう一つ、人件費です。この人件費がですね、今、矢掛町では、県下で一番平均年齢が若いと言われております。つまり今の50歳代の職員が非常に少なくですね、人件費が抑えられておる。まあ、この3つを足し算した時にですね、トータルで上がっていても抑えられておる段階なら、人件費が非常に、まあ逆に今一番少ない状態だろうというふうに思います。しかしながら、こういう状態の数字は非常に重要でありますので、絶えずですね、私はチェックしながら、事業執行をしてきておるといふ状況でございますが、非常に重要なことの御質問であって、一つの事業しか通常は話をしませんが、これが裏財源なくしては、その事業執行はできない、ということでございますので、今後はこういう面もお話ししていかなければならないと思っております。

その中で今言われる、今度、社会保障の問題。先ほどの2つの質問でですね、かなり課長とのやり取りがありました。きめ細やかな話がありましたが、ずばり言ってですね、私は二つ。つまり、介護予防と健康寿命の延伸です。もう、これに尽きるというふうに思っております、関心を持って、いろいろな施策を担当のほうも一生懸命やってくれています。そういう面ではですね、この次の介護保険の決算。非常に、課長のほうからですね、ちょうど今終わりましたが、良い状況で決算を迎えられたという報告を受けました。

その中で私も目をつけているのはですね、介護予防の認定者。この方がですね、もう数年前から1,100人になっておまして、この数字を重視しておりますが。今、この数年間1,000から1,100の間。1,100は超えてない。まあ、担当のほうもですね、いろんな施策をしながら、そこをターゲットにしていますので、今は1,050から1,100の間で動いております。

そういうことの中からですね、一つのわかりやすい数値をチェックしながらですね。ひとつとおりの施策をして、その結果を検証しながらですね、進めていく。特に今、このフレイルのこと言われましたが、前は要介護とか1・2と言ってたんですけど、私の言い方はですね、ここへ介護認定を受けない状態をつくるということなんです。認定を受けない。いかに今のその1,100をですね、少なくすることでございますが、ここへ力を入れて、これからはいろいろな展開をしていく。行政だけではどうにもなりませんので、町民の方にいろいろ啓発活動をやりながらですね。いろんな施策へやっていただくと。同時に、個人でもいろいろできますので、努力をいただきながら対応していきたいというふうに思っております。

そしてまあ、もう一つは、やはり健康寿命ですね。これも非常に重要なことでありまして、早期発見早期治療ということでございます。まあ、そういうことの中ではですね、一つの目安では、矢掛町では、国民健康保険というのの対象者。それから、後期高齢というのはわかりますが、この間ですね、社会保険。若い方の就職状態の方は、全くデータはありません。これはやはり企業とか、共済組合とかそれぞれの団体のほうですね、健康づくりをしていただく。大事なのはですね、その社会保険等から、辞められて国保に入ってきたときにですね、元気な姿で入ってきてほしい。けども、現実にはそうではありませんので。国保へ入ってきたときにですね、かなり厳しい仕事をされた方々だろうと思いますが、やっぱり健診してみると体が痛んでいる、ということがございます。そういう面ではですね、全町民は、矢掛町では把握できないところがございます。まあ、保健の一体感を持った中ですね、やっていかねばならないと思っております。

その中でですね、まとめとすれば、やはり先ほどありました計画ですね。これの今後の推進について

は、それは非常に役割を果たしてくるだろうというふうに思ってますので、今課長が申しましたようにですね、いろいろな情報を聞きながら、専門家の意見を聞きながら、そしてまた連携プレイですね。お医者さんとか、ケアマネさんとかやられる人との意見を聞きながら対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 7番、花川君。

**○7番（花川大志君）** 御答弁いただきました少子化対策が、義務的経費の内のその扶助費の増額の原因であるということはわかりました。

国のほうも社会保障費については、全世代型にシフトして行って、小さいお子様の子育て世代に対する社会保障をしっかりとやっていくということでございます。

その上で、我がまちの財政基盤はちゃんと担保されているということで、先ほど質問いたしました、社会保障費の増大が、我々町民のさまざまな住民福祉を財政的な問題で圧迫するかということにつきましては、今の御答弁をお聞きしますと、これは安心できるのであろうと。実際、その財政指標を見ましてもですね、将来負担率とかもいろいろ見ますと、これはしっかり担保されていると。一郡一町の小さなまちではありますけれども、本当に高齢者の方、お子様から我々、そして高齢者の方も矢掛町に住んでいてよかったというまちになっていくものと思います。

しかしその中で、財政の現状は理解できたんですけども、矢掛町の本年4月末現在の高齢化率は約39パーセントでございます。今後このパーセンテージは、だんだん上がっていくと思われれます。これは、平成27年度に実施の国勢調査の年齢別人口の集計を見れば予測できるわけでございます。そうすれば、必然的に扶助費を含む義務的経費は増えていき、経常収支比率の悪化は、なお予測されるわけでございます。財政が硬直化すれば、先ほどの少子化対策につきましても、住民福祉を含め全体的な行政サービスは、どこかしらに縛りを受けざるを得ないのではないかと推察するわけでございます。こういった観点から、高齢化率から計ると、矢掛町の5人に2人の割合である今後の高齢者福祉行政はどうなるのか。これは先ほども御答弁の終わり頃に少しお話をいただいているんですけども、ある意味、改めて外郭だけでもよいのでこの際、改めて町長の御見解をお伺いしたいので、御答弁をお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 山野町長。

**○町長（山野通彦君）** 再答弁をいたします。

また、気になる高齢化率という話でございましたね。これは全国、これからどんどん人口が減ってですね、若い人が少ないということから、上がってくるだろうと。特に地方ですね。

私の今、一応施策はですね、人口問題です。担当職員にですね、施策をする時に、人口にかかわる施策。これを最優先して予算化するようにということも指示しております。このことについてはですね、これは住民と皆さんとともどもにやっていかなきゃならないんですけど、地域へ戻ればですね、かなり減っておるという実感は得られますが。あらゆる施策を町としてはやっています。住民の方もですね、自分のまちに住んでいただこうと。そういうような施策を一体的にやればというふうに思ってますけれども。

そういう中でですね、これからのこれ着手がどうなるのか、かなり予測でありますけども、病院関係もですね、将来的にそうなってくると維持できるのかという話も、今なってます。今の高齢者がですね、どこまでがピークなのかということになります。つまり、若い人との率は非常に影響があると思えますが、

まだ10年ぐらい、人口は減ってもですね、高齢化は減らないんじゃないかという予測がございます。いうことから言わせばですね、まだまだどういう状況があっても、この高齢者福祉というのはしっかりやらなきゃならないというのがございます。

しかしながら、それをどういうふうに乗る超えるかということに関してはですね、やはり基本的にはこの福祉問題は国策です。国が基本になってますので、その国に施策についていかれなかったら困るんですけど、そういうことは絶対ないように頑張らなければならないというふうに思います。

それから、財源とともに、でありますのでですね、先ほど言いましたように、国の予算の12月の原案月の時に注目をしていただければですね、かなりの駆け引きが、医療界。使う側と、それから医療側の駆け引きがあります。つまり、医療費の薬代とかその値上げの問題とかですね。で、保険料をどうするかというのは、厳しいやり取りがございます。そういうことの中で、国が対応をどこまでやれるか。

まあ、このコロナの問題で国はピンチに立ったというふうに思います。本当に、今後来年以降の予算をどうして作れるのか。私は全く分かりませんが。その余波を、矢掛町も受けてくるだろうというふうに思っております。また新たな決断と決意をしなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

それですね、どうかといえば、それが今の施策をより効果的にやっていくということには、もう変わりはありません。そうするとどうなのかといえば、できるだけ町民とともどもにですね。今、費用を掛けない方法という言い方はですね、別に金を掛けなくても自分でですね。しっかり啓発活動の中でやっていただくという形が一番いいだろうというふうに思いますが、そればかりはなりません。ではいざお金となれば、やっぱり住民の負担を求めるということではありますが。そのときに、今現在でも高齢者の方が全額は金を払ってなくて、大きく子や孫がかなりの負担をしています。ここの認識をしながらですね、自分の健康を守るという意識と、どこに求めていくのか。今、議員が言われるように、国がまた赤字国債出す中でもやっていくのか。そして今、幅広く町民と言われる全体をいけば、高齢者のお金であろうと、子や孫の負担。つまり年齢を、今まで40歳まで負担していたところを今度は35歳まで負担する。今度は20歳までするとかね。つまり、影響の範囲を広げていって、その財源を求めていくのか。

こういう件は、町村の役割ではありませんで、全国民の中で国のほうが対応をしていくというふうに思います。わかりやすく言えば、サービスを低下するのか、新たな財源を確保するのか、ということですが、低下ということは非常によくないので、あるだけ知恵を出してですね、やれるべきことをやっていくという対応になろうかというふうに思います。

**○議長（土田正雄君）** 7番、花川君。

**○7番（花川大志君）** 全く、私も同感でございます。我々ができることを少しずつでもいいから、自分たちができる、自分たちのペースでやっていく。それが、私が言いたかったそのフレイル防止策だったわけでございます。今回、社会保障社会福祉に関連して、3つの通告事項に分けて一般質問を行いました。フレイル防止は町民が能動的にみずから取り組むことができる、健康寿命を延ばすための取組、つまり、自助です。また、地域福祉計画では保健福祉課長の答弁を解すれば、地域住民の主体的な地域課題の把握と解決のための支援体制整備とのこと、つまり、共助。そして、最後に町長に御見解を伺った、社会保障に対する財政的な観点からの行政の取組方針。これはつまり、公助でございます。それぞれの点が線でつながるわけでございます。

当たり前ですが、国の財政問題は、我々矢掛町民の福祉と全く連動していると私は感じるわけでございます。社会保障、社会福祉を取り巻く課題・現状は、例えば本日テーマにしたフレイル防止、地域福祉計画、社会保障の現状と、町の財政運営との関連など、表面的なことはわかってはいても、深く掘り下げた内容の情報はなかなか知り得ないので、大変わかりづらい部分が多々あるわけでございます。

いきいきサロン、また地域のお世話をされている方々とお話の中でも、そういった深いところの話ができれば、少なくともさまざまなことが前へ進んでいく。一生懸命健康に対する意識も変わってくるのではないかと私は思っております。

ですから行政には、大変難しい問題とは思いますが、関連するあらゆる情報。先ほど、町長の御答弁にもあった、国の財政をもにらんださまざまなこと。そういったこともわかりやすく、開示、解説していただくこと。そして我々町民も、その状況に理解を示しながら、主体となって取組んでいける、我がこととしての社会福祉、地域住民福祉。これを、官民一体となって促進していただければと思います。その先に、豊かな矢掛町はあるんだと私は確信いたします。このことをお願いを申し上げ、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（土田正雄君）** 続いて、8番、川上淳司君お願いします。8番、川上君。

**○8番（川上淳司君）** 失礼いたします。議席8番の川上です。

このたびのコロナウイルスで頑張っておられる病院関係者の皆様。そして、日常生活を支えてくださっている全ての皆様に感謝申し上げます。

早速ではございますが、通告により質問させていただきます。質問としましては、コロナウイルス対策について質問させていただきます。コロナウイルス対策では、町当局としてもいろいろな対策をとっていただいているところだと思っております。一つとして、小学生の家庭学習についてお尋ねしたいと思っております。今回、文部科学省のGIGAスクール構想もあり、今回のコロナウイルス対策で、家庭内学習が必要となってきています。1人1台のタブレットが確保できたとしても、家庭内のネットワーク環境はまちまちだと思います。この際、遠隔授業を可能とするネットワークの構築を考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

併せまして、災害時の避難所対策においても、人が密集する場所の対策を十分取れるようにするとともに、換気が必要になってまいります。暑い時期はともかく、寒くなった時における対策を考えていただきたいが、いかがでしょうか。教育課長並びに総務防災課長、よろしく申し上げます。

**○議長（土田正雄君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** 8番、川上議員さんの、遠隔授業を可能にできるネットワークの構築という御質問に対して、教育課からお答えいたします。

このたびの新型コロナウイルスにより、全国の小中学校において、臨時休校の措置を取らざるを得ない状況になったのは御承知のとおりであります。国においてこのような状況の中、情報通信技術、いわゆるICTを活用することが、国は子どもたちの学びの機会の保証に効果的であるということから、2019年から5か年計画で進めていたGIGAスクール構想。これが、児童1人1台端末整備、それから大容量のネットワークの整備。これらを中心とした構想なのですが、これを加速させて本年度中に整備させる方針を国が打ち出したところであります。

教育委員会といたしましては、この方針に沿って、この5月の臨時議会において専決処分の御報告をさせていただきましたが、1人1台の端末整備に事業費ベースで小学校6,538万6,000円——590台分。

中学校 2,369 万 4,000 円——273 台分の予算を計上しているところでございます。

このGIGAスクール構想には、学校と家庭を結ぶ遠隔学習も可能なオンライン学習環境。この整備も可能である、というメニューもございます。このことに関連しまして、先月、この5月でございますが、家庭でのインターネット環境について調査したところ、小学校では90.4パーセント、それから中学校では91.4パーセントの家庭におかれまして、インターネットの環境が整っているという結果が出ました。

現在のように新型コロナウイルスの感染症対策を行っている状況では、議員さん御指摘の遠隔授業も重要な方法であると考えております。今後の遠隔学習の検討につきましては、非常時の選択肢の一つとして、また、インターネット環境の有無、これによって、有利・不利が生じないように、国の補助制度を研究していきたいと考えております。

簡単ですが、以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（堀 賢一君）** 8番、川上議員さんの災害時の避難所における新型コロナ対策についての御質問に、総務防災課からお答えさせていただきます。

御質問いただきましたとおり、災害発生時の避難所の開設は、新型コロナウイルス感染症の影響により複合災害といわれるように非常に繊細で重要な対策が必要と考えております。

本町でも、実は比較的早い段階から、町長から避難所の開設と新型コロナウイルス感染症対策を早急に検討するよう指示があり、内閣府や岡山県などの情報を収集しながら、取り急ぎ、飛沫防止。密にならないように、各避難所のパーティション——間切りを購入すべく予算を計上させていただきました、現在購入手続きを進めているところでございます。

また、国、内閣府からの通知やパンフレットにありますように、避難が必要な皆様には、避難所が過密状態になることを防ぐため、あらかじめ親戚や友人宅などへ避難を検討していただくことも大切だと言われております。当然、開設した避難所での検温ですとか、手洗い、咳エチケットなどの基本的な対策の徹底。それから、十分な換気の実施やスペースの確保、夏は熱中症対策もでございます。そして、分散避難などを含めた多様な避難の選択肢を広げる必要があるかと考えています。主に、夏場の水害に加えて、地震災害が発生した場合の、特に冬場ですね。の、避難所の開設についても、暖房機器の制約がある中で、適切な避難所の開設を想定し、計画をしているところでございます。

もちろん、広報やかげなどによりまして住民の皆様への周知、それから災害発生時における、的確に皆様にお知らせできますよう計画・準備しておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 8番、川上君。

**○8番（川上淳司君）** 教育課のお考えは理解します。しかしながら、第2波、第3波とコロナウイルスは襲ってくるかもしれませんので、遠隔学習ができるよう環境整備をしていくことが大切だと思っております。また、先ほどは家庭内のインターネット環境が9割を超えているということが、お知らせいただいて、本当に、皆さんそれぞれに環境が整っているなというふうなことは安心しましたが、残りの10パーセントの方の環境をどのように対処していくべきかを早急に検討いただき、いつでも家庭内学習ができるような体制をとっていただくように努力をお願いいたします。

次に、総務防災課のお考えですが、密になりやすい状況。そこを考えていただいていることには大変感

謝いたしますし、今後とも避難所へ集まっていただく状況が、いつ来るかわかりません。コロナがあるからといって地震はないわけではないので、そこらへんの部分もよく考えていただいていると思っておりますが、今後、寒くなった時の避難所の暖房についても再検討すべきかなと思っておりますので、ぜひ、今後の御検討課題としてやっていただきたいと思っております。

以上のことをお願いしまして、次の質問へ移らせていただきます。

次の質問ですが、湛水防除対策につきまして御質問させていただきます。4月13日の早朝、我が家に電話が掛かってまいりまして、内容は「湛水防除のポンプの電源が入らない」ということでした。確認させていただきますと、5月から10月の6か月間しか電気の契約がされていないとのことでしたので、以前は湛水防除の装置ってというのは、田んぼは浸かるものだということでも御説明を受けておりましたが、最近近年になりまして、近くに工場ができ、工場の駐車場が低いので駐車場が浸かりそうになったりということで、管理者の方は慌ててお電話されてきたように思っております。

今後、そういうことが想定されるような状況というか、災害はいつ来るかわかりませんので、その対策につきまして、建設課の御見解をお示しいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

**○議長（土田正雄君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** それでは、8番議員、川上議員さんの湛水防除施設についての御質問に、建設課よりお答えをさせていただきます。

御質問の趣旨といたしましては、災害対策の一環といたしまして、町内の湛水防除施設を通年で使用できるようにしてはどうかと言った御提言だというふうに思います。

御指摘いただきましたとおり、現在の湛水防除施設は農業用施設であり、かんがい排水専用の電力契約、農事用電力契約を結んでおり、電力の契約期間は5月1日から10月31日までとなっております。

先日の4月13日の雨では、4月に記録された24時間降雨量として71の観測点で統計開始以来最多の降雨を記録し、矢掛観測所でも降り始めからの雨量は78ミリを記録するなど、私も改めて災害はいつ起こるか分からないといった認識を持った次第でございます。

さて、湛水防除施設における農事用電力契約期間外の緊急時の対応でございますが、中国電力に確認をいたしましたところ、中国電力へ電力の使用開始を連絡をさせていただければ、約2時間程度で中国電力ネットワークの技術者が現地に派遣され、通電は可能であるとの回答を得ております。また、湛水防除施設の管理者の皆様方には通年で管理を委託させていただいており、5月末には出水期に備え、本年度の管理体制や緊急時の連絡等について、再度確認を行ったところでございます。

以上のことより、今後も詳細な気象状況の把握及び管理者との連携を密に図ることで、湛水防除施設の管理経費の抑制を維持しながら、緊急時における湛水防除施設の施設管理は充分対応可能であると考えておりますのでよろしくお願いたします。

**○議長（土田正雄君）** 川上君。

**○8番（川上淳司君）** はい。ありがとうございました。今の状況で、よくわかりましたし、今後も災害はいつ起こるか分からないということで、予測できない状況になっていきますので、あらゆるところで対応が必要となってまいります。今後は関係各位の周知をひとつ、徹底していただくようによろしくお願いたします。

なお、最後になりますが、今回新設課の総務防災課の役割は災害時に最も重要だと思われまますので、今後の御活躍を期待しております。

以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。

**○議長（土田正雄君）** お諮りいたします。ここで、15分程度休憩いたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、11時まで休憩いたします。休憩。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

**○議長（土田正雄君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、田中輝夫君をお願いします。1番、田中君。

**○1番（田中輝夫君）** 議席1番の田中でございます。

今回は3点。ゴミの不法投棄について、医療費のクレジット払いについて、消防行政について、この3点について御質問をさせていただきます。

まず、1点目、ゴミの不法投棄についてでございますが、現在家庭ゴミ、事業所等のゴミ等は一般廃棄物のルールに従って捨てられています。町民も、家庭ゴミを捨てるのに有料化したことによって、極力捨てるゴミの量を減らすということが、概ねできていると思っております。しかし、一部心無い人によって粗大ゴミやリサイクル料金の掛かる家電ゴミを人目のつかない山林等に不法投棄されていることが散見されます。

先般、三谷地区、弥高に行く道路脇の河川に粗大ゴミが不法投棄されていました。道路の反対側の山の法面には大量の衣類が捨ててありました。また、遥照山に上る途中にも粗大ゴミが捨てられていたことがあります。そういうふうにならぬ不法投棄されたゴミは、捨てた人が見つからない場合は土地の管理者が処分することが多いのですが、そういう人たちは大変迷惑を被っています。

町行政もパトロールしていると思っておりますが、不法投棄防止対策の現状と今後についてお尋ねします。1点目、町民からの問い合わせ通報などの件数はどれぐらいあるのか。2点目、直近3か年での不法投棄の処理件数、撤収量、費用等。3点目、直近3か年で不法投棄の防止の啓発看板の設置枚数はどれくらいか。4点目、今後の不法投棄防止対策については、どのように取組んでいくのかというふうな点を担当課長より答弁を求めます。

**○議長（土田正雄君）** 町民課長。

**○町民課長（稲田由紀子君）** 1番、田中議員の御質問、ゴミの不法投棄について町民課からお答えいたします。

矢掛町は、平成4年4月に“クリーンな町宣言”を行い、美しい自然を守る活動に町民が一致して積極的に取組、環境にやさしいクリーンな町を目指しているところです。しかし、一部の心無い人により、ゴミの不法投棄はなかなかなくなりません。最近3年の状況についてですが、町民からの通報件数は、令和元年度18件、平成30年度27件、平成29年度15件です。平成30年度は、豪雨災害により河川や道に残ったゴミもあり、通報件数が多かったようです。

次に、不法投棄処理件数、処理量、処理費用についてですが、田中議員の言われたとおり、不法投棄の処理は、投棄者が処分することになりますが、投棄者が不明の場合は、土地の所有者が処理することになります。そのため、町で処理したもの、つまり、町有地に投棄されたものについてのみお答えさせていただきます。また、処理量、処理費用につきましては、可燃ゴミは井原のクリーンセンターへ、不

燃ゴミは笠岡の井笠広域資源化センターへ役場のゴミと併せて搬出しているため、それ以外のものについて説明をさせていただきます。

令和元年度、テレビ2台、6,000円。平成30年度、タイヤ4本1,280円。平成29年度、テレビ4台、タイヤ4本、13,280円です。ただし、これらは処理費のみで、人件費・運搬費等は含んでいません。

次に、不法投棄防止啓発看板の設置件数ですが、令和元年度12枚、平成30年度22枚、平成29年度60枚です。

不法投棄の内容物は、家電製品ばかりでなく、家庭から出る生活ゴミも見受けられます。不法投棄は、地域の生活環境を脅かす悪質な犯罪です。廃棄物を適正に処理せず、みだりに道路や空き地等に捨てた場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条に罰則が定められており、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金となる場合があります。町では不法投棄防止対策として、環境巡視員による監視、そして警察と連携してパトロールを行ったり、啓発看板を設置したりしています。

そして、不法投棄防止には、不法投棄をさせない・できない環境づくりが大切です。土地の所有者の方も柵やネットを設置するなど、侵入を防止したり、草刈りをしたりするなど、死角を無くすことも重要な対策です。

今後につきましても、先ほど申し上げましたように、環境巡視員による監視、警察との連携により不法投棄という犯罪を無くすよう努力をしていきたいと思っております。また、啓発看板を設置した後は、パトロールを強化し、監視を続けていき、同一場所への不法投棄が続く場合は、警察や岡山県とも連携し、監視カメラを設置する等、不法投棄者を特定するように取組んでいきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 1番、田中君。

**○1番（田中輝夫君）** 不法投棄のことはモラルが大きいです。ですけれども、家電などの廃棄が無料であった時代を知る人であれば、お金をかけてまで不要なものを捨てたくないという意識があるのかもしれませんが、意識改革が必要で、不法投棄防止の啓発活動がもっと必要になります。

先ほどの回答でもありましたが、環境巡視員による監視を強化するとか、警察との連携により不法投棄の犯罪を無くすように努めるというふうな回答をいただきました。それに尽きると思っております。町行政と警察の連携を図り、監視パトロールを強化することや、不法投棄監視員を選定して巡回数を増やすなど、不法投棄防止に努める以外にはないのかなというふうに思っております。今後も担当課の方には、よろしくお願いします。

この質問につきましても、町民から不法投棄がされているがどうなっているのかというふうなことを尋ねられたので、質問させていただきました。この件は、これで質問は終わりたいと思っております。

次に、医療費のクレジット払いについて、質問させていただきます。

日本は数年前まで現金決済が主流でしたが、昨年10月の消費税増税に伴い、政府が実施したキャッシュレス消費者還元事業の影響もあり、クレジットカードをはじめ、デビットカードやスマートフォンを使ったQRコード決済、電子マネーなど多種多様な決済方法が行なわれています。本庁でも亀島キャンプ場の利用料や美術館の物販に対してはPay Payの決済が可能となっていますし、それ以外についても検討されているのかなというふうには思っております。

町外の病院や薬局等でも、クレジットカードが利用できる場所が増えています。クレジットカードで医療費を支払うメリットとしては、現金を多く持ち歩かなくても良い。それから、支払時間が短縮でき

る。医療費の支払日を一括にまとめられる。それによって、毎月の医療費が管理でき、一目瞭然となるということもあります。それに、ポイントがたまる。クレジットカードで医療費を支払っても、医療費控除は受けられる、などなどの利点があります。

矢掛病院も診療が済み、支払待ちの方が、受付前で長く待たれていることが多くあります。

キャッシュレスが進行する中でお尋ねしますが、1点目、現在矢掛病院で、長期入院者の医療費の支払で口座振替で行なわれていると思いますが、その人の割合はどの程度あるのか。2点目、矢掛病院で、医療費の支払にクレジットカード払いができるような計画は持っているのか。3点目、支払時間の短縮など、利用者の利便性について実施していることがあれば、教えていただきたいと思います。病院事務長にお尋ねします。

**○議長（土田正雄君）** 病院事務長。

**○矢掛病院事務長（稲田欽也君）** 1番、田中議員さんの質問にお答えします。

医療費のクレジット払いについて、ということでございますが、まず、矢掛病院の医療費支払に口座振替を利用している人の割合ですが、入院患者さんの1割程度の方が御利用いただいております、御相談いただければ手続きをさせていただきます。

そして、患者さんの利便性に注意して、できるだけ時間等が希望に添えるように、また、複数科の受診にも待ち時間が短くなるように配慮をしております。常に迅速な対応や声掛けを実施しているところでございます。

次に、クレジットカードの使用計画はあるかという御質問ですが、現在、矢掛病院ではクレジットカードの利用はできません。入院費の支払などは10万円を超えるようなこともしばしばありまして、お支払いただく方には現金の準備などで御不便をお掛けしております。この件は、過去検討した経緯もあり、お話のとおり、昨年政府のキャッシュレスの方針が出された時にも、金融機関から説明を受け、検討しておりました。そしてこのたび、新型コロナウイルスの影響で、政府から感染予防の新しい生活様式を示された中にも、電子決済が示されておりました。こうしたことも踏まえ、お支払いただきます患者様御家族の利便性を第一に考え、積極的に導入していきたいと考えております。

以上でお答えとさせていただきます。

**○議長（土田正雄君）** 1番、田中君。

**○1番（田中輝夫君）** クレジットカード払いを積極的に前向きに検討していくというふうな回答でございました。これからさらにキャッシュレスが進んでくるといふふうに予想されますので、カードが使用できるような体制にしてもらいたいと思います。前向きな検討をいただいたので、この質問は終わります。

次に、消防行政について質問をさせていただきます。消防団は、火災の鎮圧は元より、地震、風水害などの自然災害においても、救助救出、避難誘導、また、平時の訓練や住民への啓発、防火指導など、昼夜を問わず、地域住民の生命財産を守る活動に従事されております。そして、地域防災力の中核となっています。

先月上旬、5月8日ですが、町消防団本団幹部5名と女性消防団員の代表者2名と議会広報広聴常任委員会とで懇談会を開催したところ、消防団よりいくつかの要望を聞いているのでお尋ねします。

1点目、消防活動を行なう上で、安全活動が基本であります。装備の中で頭を守るヘルメットが重要であると。損傷があるヘルメットや耐用年数の経過したヘルメットを配備していないのか。安全性のあ

るヘルメットを確保してほしい。2点目、施設整備費として毎年いくらかは予算計上されているがそれでは足りないと。火災に行けば行くほどホースが破れるので、ホースの確保はしてほしいと。3点目、消防服も防水性の高い服を火事現場に着ている団員も増えた。防水性の高い服装が、団員の安全確保にもつながるので、検討してほしい。4点目、町消防団にポンプ車が2台あり、昭和63年製と平成2年製と聞いています。両車両とも老朽化しているが更新は考えていないのかというようなことでした。5点目、女性消防団員7名で広報活動等行っていますが、少人数では活動範囲も限界があるので、行政等からも女性団員を増やすような努力、PRをしてもらいたいというふうな意見がありました。このことについて、担当課長の答弁を求めます。

**○議長（土田正雄君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（堀 賢一君）** 1番、田中議員さんの消防行政の御質問に、総務防災課のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1点目の消防団員のヘルメットの配備並びに2点目のホースの確保につきましては、今年度の当初予算編成前に、町長みずから渡邊団長と消防設備について直接協議を行っておりまして、団長から要望を受けております。団員用のヘルメット、それから消防ホースは今年度当初予算に費用を計上しておりまして、現在購入事務を進めておりますので、よろしく願いいたします。

それから、3点目の防水性の高い消防服の配備につきましては、現時点では導入を予定、計画いたしておりません。現状では、火災現場においては、火点に最接近して消火するのは防火衣をまとった消防署員が行うこととなっております。非常勤の消防団員は危険性が低い後方からの放水が専らでございます。お申出の防水性の高い消防服の整備は現在予定しておりませんので、よろしく願いいたします。

それから、4点目の消防団のポンプ車については、現在消防団の保有するポンプ車両は全部で4台ございまして、機動隊として全ての火災に出動いたしています。いずれも製造年度が古いのは事実でございますが、ポンプのオーバーホールなどメンテナンスを定期的に行い、一定の性能は確保できている状況です。更新につきましては、有効な財源を確保しつつ、今後の車両更新計画などによりまして、効果的に更新してまいりますので、御理解をよろしく願いいたします。

それから最後、5点目の女性消防団員の確保につきましては、現在、町でもポスターの掲示やチラシ配布、矢掛放送での団の活動の紹介などにより団員確保に努めているところではございますけれども、女性消防団員は、女性ならではの目線ですばらしい予防消防活動をしてくださっておりまして、安全安心なまちづくりに欠かせない存在と認識いたしております。今後はさらに、PRに努めてまいりますので、御理解をよろしく願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 1番、田中君。

**○1番（田中輝夫君）** ヘルメットやホースについては、今年度予算に計上して配備できるというお答えでした。そのほかにも、団員が希望する装備品は、早期に配備していただきたいと思っております。また、女性消防団員につきましても、増員になるようPRしてもらい、その人らが活動しやすいような環境を作っていただきたいと思っております。

そこで、再質問をさせていただきます。道路交通法の改正によって、2017年3月から運転免許制度が新しく変更になっています。改正後の普通自動車免許では、車両総重量が3.5トン未満、最大積載量が2トン未満、乗車定員10人以下というふうになっています。改正前であれば普通免許で、2トントラ

ックを運転することができましたが、改正後の普通免許では運転できません。2トントラックを運転しようとするれば、準中型免許の取得が必要になってきます。

消防団員で、近年入団した団員の中で改正後の普通免許取得者であれば、積載量2.5トン以上の消防自動車を運転することができなくなります。普通免許を持っている人でも、準中型免許に変えるには、自動車学校へ行って、学科1時間、それから技能が13時間ぐらい必要で、金銭的にも15、6万程度掛かるのかな、というふうに思っておりますが。また、オートマチック限定の免許だったら、マニュアル車は運転できないというふうなこともあります。

そこで質問しますが、消防団員に入って活動してもらっているのに、普通免許車から準中型免許に変更する費用を、助成する制度を設ける考えはないのかお尋ねします。2点目、今後消防車両を導入する際は、AT車を選定することは考えているのかどうか。この2点について、再質問いたします。

**○議長（土田正雄君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（堀 賢一君）** 再質問をいただきました、1点目の消防団員の普通運転免許証から準中型免許の変更に係る費用の助成制度については、現在本町消防団が保有する消防車両23台のうち、準中型免許が必要な車両は2台ございます。保有する部において、改正前の免許保有者で準中型免許資格のある団員が、年1回の緊急車両運転者講習を受講し、現在運転しているものでございます。今後も、中長期的な視点に立ちまして、運転免許の取得を新たにお願ひするのでなく、総合的に車両の更新計画によりまして、弾力的に運用してまいりますので、御理解をお願いいたします。

また、2点目のオートマチック車両につきましても、現在新規で購入いたしております消防車両は、全てオートマ車両であります。オートマチック限定の免許でも運転が可能な車両を購入していく所存でございますので、御理解をよろしくお願ひいたします。

最後に、今後も地域住民の生命財産を守る消防団の皆様の活動が、円滑にできますように支援してまいりますので、御支援をよろしくお願ひいたします。

以上です。よろしくお願ひいたします。

**○議長（土田正雄君）** 1番、田中君。

**○1番（田中輝夫君）** はい。回答していただきました。

免許制度を知らないと自分がどんな車を運転できるのかわからないというふうなことになりますが、本人は知らないことはないでしょうが、消防団の幹部の方が団員に「あなたこの車に乗りなさい」と言った場合に乗れないというふうなことが出てくる可能性があります。そういうことを起こさないように注意していただきたいというふうに思っておりますし、3年前の改正ですから、これから増えていくのかなというふうなことがありますので、その点も担当課のほう、もしくは本団幹部の人は注意していただきたい、というふうに思っております。

それと参考にですが、消防庁の方から各都道府県知事、それから指定都市の市長、行政の市長、町長とかに、消防団で所有する消防自動車に係る準中型免許の新設に伴う対応に、というふうなことで通知が出ているかと思ひます。そういうふうなところも併せて御覧いただきながら、今後の活動に役立てていただきたいと思ひます。

以上をもって、私の3つの質問を・・・。

**○議長（土田正雄君）** 山野町長。

**○町長（山野通彦君）** 非常に心配してもらって、ありがとうございます。消防団につきましてはです

ね、私も最初から矢掛町を守る若者としてですね、消防団には非常に期待をして、今までやってきました。

今の質問を聞いていますと、十分、団と協議しながらやっていくということになるかと思えますし。消防自動車はですね、だいぶ以前から、配置した状態からその後の計画が十分できていないかな、と。例えば今、4台といった消防自動車はですね、以前はそこまでなかったんですよ、数が。操法するというようになってですね、それを使うということにしたような状況も過去ありますので。現在、何が必要なのか。それから、どんどんどんどん新しい車種出てますから。そういうのを、今の心配されることを含めてですね、十分、消防団とも協議してやっていきたいというふうに思っております。

せつかくですので、もう1点ですね。前に言われたゴミの問題です。ぜひお願いなんですけど、前も大々的にやったことがあるんですが、これはですね、ぜひ住民の方にですね、監視員になってほしい。ぜひ、不法投棄であったら車の番号。今だったらスマホで撮れますのでですね。できるだけ証拠をですね、キャッチしていただいて、情報をいただければいいかなあとというふうに思っていますので。増員と言うよりか、町民がぜひ監視していただいてですね、情報を提供いただければ対応できるかな、と。これはちょっと許してはなりません。クリーンな町でありますので、必ず広がっていくので、犯人を捕まえないかならないというふうに思っていますのでよろしくお願ひいたします。

**○議長（土田正雄君）** 1番、田中君。

**○1番（田中輝夫君）** 回答いただきました。ありがとうございます。

ゴミの不法投棄にしても、全員が監視する体制がいちばん好ましいというふうなことでありますし、その気持ちを持っていきたいと思えます。また、消防につきましても、先ほど言われましたように、全員でこれからそういうふうなことが起こらないように、無免許無資格運転が起こらないようにしていただきたいと願っております。

これで、私の3つの質問を全て終わらせていただきます。ありがとうございます。

**○議長（土田正雄君）** 次に、5番、石井信行君お願ひいたします。5番、石井君。

**○5番（石井信行君）** 5番、日本共産党の石井信行です。発言通告に従って4つの質問をさせていただきます。

質問の前に、昨日の本会議開会前の議員控室のことなんですが、土田議長のほうから一般質問については、通告範囲を超えないようにということと併せて、質問は自分の意見は述べられないというのを言われました。私はあ然として、まだいくつか言われたんですが、ようメモせずそのまま過ぎてしまいました。自分の意見が述べられなくなれば、質問はできないと思うんです。議員個人の発言を封じ込めるものとして、やっぱ許されないということを強く申し述べて質問に入ります。

**○議長（土田正雄君）** すみません、今のは質疑に対する、質疑の中では自分の意見は述べられないという説明をしたわけで、今おっしゃられたことは違いますので、よろしくお願ひします。

**○5番（石井信行君）** ちょっとわかりません。

**○議長（土田正雄君）** 議員必携をよく読んでください。

**○5番（石井信行君）** 質問に入ります。1つ目、土地開発公社の理事の資格要件について町長にお尋ねします。土地開発公社の定款第12条にこう書いてありました。“常任の役員及び職員は営利を目的とする団体役員となり又は自ら営利事業に従事してはならない。”と兼職の禁止規定がありました。町長は土地開発公社の理事長ですし、株式会社やかげ宿の社長を務めておられます。株式会社やかげ宿は営利

を目的にした団体です。土地開発公社の定款第12条に違反していると思います。どちらか一方をいますぐに辞め、報酬も返納すべきではありませんか。お尋ねします。

**○議長（土田正雄君）** 山野町長。

**○町長（山野通彦君）** びっくりした質問です。これからちょっとゆっくり皆さんにわかるように説明をします。

この定款12条、この項目はですね、兼職の禁止ということ。常任の役員とは誰でしょうということですね。それから、職員は今言われたように営利を目的とする団体の役員とか、または営利事業に従事してはならないという兼職禁止があります。この解釈が誤ったのだと思いますが、常任の役員、これは関連した条文では第6条に役員という項目があります。“理事のうち1名は常任とすることができる。”と。それから、次に8条へ“副理事長及び常任の理事は理事長が選任する。”となっております。理事長は選任しておりません。常任の職員は誰もいません。全く錯覚されておるのではないかと思います。そういう中で、この質問が、違反とか、どちらか辞めるとか、報酬とか、返納とか。報酬のことはまたお話ししますが、この定款には、規定のほうを見ていただきますとですね。今の役場の職員、町長、副町長には出すようにはなっていません。1円ももらったことはありません。そういう内容のものをですね、ここでいう違反とか、どちらか一方を辞めるとか、報酬を返納。全く私は、ここ40何年議会に出てますけども、こんな質問は初めてです。野球で言えば空振りですね。全く全部違います、言われてることは。常任の役員なんかは誰を思われとんですか。後から答えていただきゃあ結構ですが。私はこれこそですね、一般質問には値しないと思います。先ほどこの質問が出たときに、どうやって答えればいいのか。空の内容ですからね。全然違うことを書かれておる。

先ほど、ちょっと議長とのやり取りで、この議員提要、今までで初めて読んでみようということになりました。過去こんな質問をされた方は誰もいません。ここでですね、先ほど議長とのやり取りがありましたので、“発言”という項目があります。議員必携です。“議員活動の基本は言論です。言論を尊重し自由を保障している。”というのが大原則です。そこには条件があります。“節度ある発言、議場の秩序を乱したり品位を落とすものであったり、個人のプライバシーに関する発言まで許されるものではない。”“発言の内容によっては自己の政治的、道義的な責任が問われることもあり、さらに法令や会議規則に違反した発言は懲罰の対象となることもある。”これは、多分自分も持っておられる議員必携に書いてあります。今の議長とのやり取りの「違うでしょう」とのやり取りは、やはりこの質問でもですね、解釈がわかっておられないのではないかなというふうに思っております、これは議長と、この前作っておられました秩序保持委員会の委員長に申し訳ないんですけど、これをですね、ぜひなにしていただいてですね、議場、議会の権威、そして議員の品質に関わる問題ですので、そのほうで御協議していただくようお願いしておきます。

**○議長（土田正雄君）** 5番、石井君。

**○5番（石井信行君）** 今の答弁だと兼職の禁止規定には違反していないということでした。私は兼職の禁止規定に違反していると思って質問したんですが、違反していないと言われたので、また弁護士と相談してみます。次いきます。

2つ目の質問です。中国精油の企業誘致の問題でお尋ねします。発言通告の時点は5月19日でした。中国精油から土地取得申入れの撤回がその時点ではわかりませんでしたので、質問内容が少し変わりますが、お許してください。

5月20日の臨時議会の冒頭に中国精油からの工場用地取得申入れ撤回について町長より報告がありました。それに対する矢掛町の対応はどうなるのかについての言及はありませんでした。私は企業誘致そのものについては反対ではありません。しかし、多くの町民がやめて欲しいと声を上げたこのような危険な企業の誘致はしないとお約束いただきたいのです。理由をもう少し言います。中国精油は三谷予定地に3基の薄膜蒸留装置の設置を計画する予定でした。2011年6月1日に玉島工場において、同じタイプの蒸留装置で、爆発事故を起こしました。山陽新聞によりますと、薄膜蒸留装置で樹脂などの原料に使用されるイソシアネート化合物を蒸留して純度を高めていましたが、イソシアネートを取り出した後、不純物を抜き取るために加圧、圧力を加えたところで爆発し、作業中の従業員が骨折し、噴出した残存イソシアネートにより、救助に来た従業員6名が目の痛みを訴え救急車で病院に搬送されたとのことです。イソシアネートは毒物・劇物取締法に規定されている毒物です。発がん性もある危険な物質です。作業するときは化学防護服や防毒マスクを着用することが義務付けられている非常に危険な物質です。その毒性はナチスドイツがホロコースト収容所で使用したシアンガス、旧日本軍が使用したホスゲンガスよりもはるかに毒性が強いと言われています。玉島での爆発事故当時、イソシアネート化合物が装置内に大量に残っていた場合は、大事故になっていたことでしょう。死者が出た可能性もあります。しかも、この薄膜蒸留装置はメーカーからの受託によって、さまざまな危険な化学物質も製造できるのです。住民には何を作っているのかわからないといった危険性もあります。原料や生成する化学物質は消防法により、事前に消防署に届けなければなりません。消防署には住民への通知義務はありませんから、住民にさらされることはありません。こんな危険な化学物質と隣り合わせで生活することにならなくて本当に良かったと、今思っております。この薄膜蒸留装置を使って生成する化学物質は・・・。

**○議長(土田正雄君)** 質問の途中ですが、一般質問については行政の一般事務に限っておりますので、今の質問については関連が認められませんので、本題に入ってください。通告の本題に入ってください。

**○5番(石井信行君)** 危険物の説明をしているのに関連がないと言われるのですか。

(発言する者あり)

**○議長(土田正雄君)** 通告の内容に戻ってください。

**○5番(石井信行君)** 企業秘密という言い訳はここでは通用しないということと、それからあの、産福で行われた陳情に対する審査の場合でも、ある議員が出された、ここではその装置は減圧して使用するのだから安全だっていう文章を出されました。それが全くのウソだっていうことが今、明らかになったということですが、こういう危険な企業はもう誘致しないっていうことをお約束していただきたいということが1つ目のお尋ねです。

もう一つ確認しておきたいことは、中国精油の企業誘致反対署名を集めている団体の方々に対して、副町長は三谷地区の福頼橋上の横谷アクアセンターから三谷保育園までを造成して工場団地を造る計画だという話をされておりました。中国精油の撤退によってこの計画は今後どうなるのか。住民にとっては懸念材料です。立地条件として液状化、水没、流出、規定を満たさない道路幅など、素人でも首をかじげざるを得ないような要素が多すぎます。中国精油土地取得の申入れの撤回を受けて、矢掛町はどういう態度を取るのか、見直しも含めた今後の方向性について、地域説明会を開いてほしいという住民の期待にどうこたえるのか、危険な企業は誘致しないでほしい、説明会を開いてほしい。2つのお尋ねです。お願いします。

**○議長(土田正雄君)** 山野町長。

**○町長（山野通彦君）** この質問に対しては5月、先の臨時議会の冒頭、町長報告をしております、この説明が全てであります。議長の方へお願いです。今回の通告はですね、議会ルールを守るということをぜひお願いしたいのですが。読み上げます。今回は「多くの町民が今も反対している中国精油の危険性を考えると、企業誘致を再考すべきでないかを改めて問う」ということだから、この前回答したとおり。これだけです、一般質問の内容は。もうこの答え以外には中国精油については、この前に回答をした以外には何もありません。ぜひ議会でもですね、通告のことについては、しっかりとチェックしていただきたい。これも明確になっておまして、これ以外の質問と言いますのは、普通、議長が言われますように止められとる。止められておるといことは通告してないということでもありますので、この中国精油問題については、もうあの答えで終了です。それ以外のことは何もありません。

**○議長（土田正雄君）** 5番、石井君。

**○5番（石井信行君）** 私は今、憤りを持って聞きましたが。住民の声として、撤退すると言ってる企業に対して今後どういう計画を立てるのか、自分たちのふるさとがどうなるのか、それを知りたい。その声を代弁してここで聞いてるんです。それに答えられないということは、本当に情けない思いです。

3つ目の質問にいきます。バートへの補助金返還請求についてお尋ねします。バートへの補助金返還問題は、町の文書、平成29年11月27日の決裁の伺書。文書番号はありませんが、7番に未確定事業費として5,417万9,000円。で、9番目にその他、未確定事業費として防災アプリソフト代については“概算払い請求内容のソフトと違うものであるため、その旨を指摘しているが、現時点で変更がなされないため未確定、保留とする。”という、つまり防災アプリが請求内容と違う、つまり完成していない、ということが明確に述べられています。ここが問題点の始まりです。3月議会で、町長はバートが作ったという防災アプリについて、こう言われました。議事録の抜粋を読みます。「アプリを受け取っています。ここへ持ってきました。商業高校のところへ。そこで、置いておきましょうかと片山さんは言われました。ところが、これは補助事業なので、これは町の所有物件ではないので、おたくへ持って帰ってください。というやり取りをして、私は見えています」なぜ、この重要な証拠品を持って帰らせたのか理解できませんが、これはいつのことか。それはCDかDVDか、スティック状のものか、CDなら何枚あったか、今も町民が使えるのか。つまり、いつのことなのか、アプリとはどんなものなのか、町民が使えるものなのか、この3点でお答えください。

**○議長（土田正雄君）** 山野町長。

**○町長（山野通彦君）** この問題についてはもう決着をつけております。元々この仕事が始まった時点で、石井議員は何も知らない。今まで何回も何回も、山縣副町長が丁寧に説明してきました。言ったことが理解できない。どうにもならないでしょう。

それで、この前のときにも最後に私がわかりやすく説明をしました。大体、補助事業ということがどういうことか、なかなかわかっとなれないんじゃないかなあというふうに思いますが。補助金を出している団体はたくさんあります。それで、その行程の過程で日にちがわからずに、誰の情報で質問されるのかわからんのですが、あなたは全然知らないはずなんですよ。

ゆうことは、こちらは正しく説明しています。副町長はですね、その当時の保留した理由。それが成り立ったからこれが完了しました言うて、そこで終わりなんです。それを完全に私が、わかるように説明しても、それでもわからないということですからどうにもなりません。

これもですね、今の質問について、この一般質問とはいう定義をよく読んでもらって。議員必携。大

所高所からやっていくというようなことがあって、目的が明確であります。町のまちづくり。そういうところに、この議会がある。

先ほどの質問もですね。自分の言い放題言ってですよ。通告主義ですから、通告とはいう定義をして、自分が通告していないことをしゃべって、それに答えられないんですかって、失礼じゃないですか、言ってることが。何回も何回も失礼なことが出てきますがですね、よく議員必携をしっかりと読んでいただいて、この件についてはもう前の回で終了しております、完全に終わっております。そのへんは、今後も議会側としてしっかりと、通告制度の内容をですね、審査していただいて対応していただきたいというふうに思います。

以上です。

(傍聴席から発言する者あり)

**○議長(土田正雄君)** 傍聴席での発言はしないでください。

5番、石井君。

**○5番(石井信行君)** こんなことが許されていいのかっていう思いでありますが。

(発言する者あり)

**○5番(石井信行君)** 一つだけ言っておきますが、公文書の、このアプリの名前が間違っているんですよ。ずうっと、今も。この前説明された防災アプリの名前も違ってるし。この、ほかのところへリンクを貼っただけの、じきにこう消えて、アプリも今、全然使えない。町民の役に何にも立たない。それで5,400万円の補助金がぱっと消えております。それに「済んだ」言うたら終わりなんですよ。そんな馬鹿なことはないと最後に言います。

いろいろ私の質問の仕方が間違いだとか言われましたが、バートの問題、矢掛屋の問題、大黒天物産の問題、今回の中国精油の問題。企業誘致のあり方そのものが問われている問題です。そういう意味で私はずっと聞いています。本当に町民のためになっているのかどうか。そういう一点、その点で、スタート地点から考えるべきではないか。そういう時期が来ているのではないかということをお願いして4つ目の質問に移ります。

新型コロナウイルスへの対策について、町長と病院管理者にお尋ねします。国に対して、自粛と補償を根本に据えるということ、国に強く要望すべきではないか、1つ目。2つ目、医者が必要と認めるときに、検査がしてもらえる体制を、国や県に強く要望してぜひ実現すること。この2つの点についてお尋ねします。病院管理者には、医療崩壊とか、閉鎖とかいうことになっては大変困りますし、従業員の方が、本当に骨身を削りながら従事しておられる仕事に対して、定期的に、この岡山県や、その南西地域の医療機関と協力してになるということだと思っておりますが、定期的に優先して、医療介護従事者及び入院あるいは入所者のPCR検査を行うことをぜひ考えるべきではないかと思いますが、病院管理者のお考えをお聞かせください。

以上です。

**○議長(土田正雄君)** 山野町長。

**○町長(山野通彦君)** コロナの問題で、国への要請とか、県の要請であります。これは、早くから対応を全国の知事会、全国の市長会、全国の町村会、多分議長会も動かれていると思いますが、もうこの時期ではもう出来上がってしまっておる。もう何回も何回もやっております。そういう結果が、今の国の予算等にそういった反映をしております。したらよいかと、もうやっていますから。しっかり安心し

ていただければ、これ以上のことを。

おたくの特徴というのは、ちょっとかなり見て共産党はですね、今、言われよりも要望というのは自粛と補償をセットと、これなんです。一般はそうじゃなくて、これに加えて経済、社会経済活動、これを含めてやっていますから、これは大きくそこへ差があります。そこだけは言っておきたいというふうに思いますが、それよりもはるかに広い幅ですね、いろいろな陳情施策をタイムリーに何回もやっておりますので御安心ください。

以上です。

**○議長（土田正雄君）** 名部病院管理者。

**○病院管理者（名部 誠君）** 5番、石井議員さんの質問にお答えします。

まず、矢掛病院の新型コロナウイルスの感染対策で入院患者さんの面会制限や、発熱患者さんの区域を別とした外来対応などで、皆様には大変御迷惑をお掛けしていることと思います。お詫びを申し上げるとともに、御協力に感謝しております。

先ほどの石井議員さんの御質問の内容ですが、病院の職員、そのほかを心配して下さって定期的に職員又は患者さん全員ですね、いわゆるPCR検査を実施する方向にしてはどうかという御質問の内容かと思いますが、この件に関しましては、今、医師の判断が必要であればですね、連休前の頃から、保健所を通さなくてもですね、常に検査ができるような体制に民間の検査機関がなっておりますので、まずは一つ安心していただけたらと思います。それから、症状のない方ですね、全ての方に検査をするということは、どれほどの意味があるかということは医師の間でも議論になっていますが、今日のこの時点ですね、もし職員が皆さん陰性だったとしても、明日の時点はわからないということが生じます。ひいていえばですね、今後の感染対策。そういった意味で安心して職員が働けるためには、より一層の日頃から行っている標準の予防策というものを徹底することが一番効果的です。

石井議員さんが言われるように、感染予防を社会全体で予防していくためには、おそらくこれは私の考えですが、将来ワクチンができて、インフルエンザと同様に有効なワクチンを多くの国民が一斉に注射をして予防するというに尽きると思うんですが、それまでは皆さんもニュースで御存じだと思いますけども、現在開発中ではありますがまだ少し時間がかかると思います。それまでの間は、症状がある方、ないしは疑われる方をまず優先して、これは職員とか、入院患者さんとか、そういった意味ではなくて、職員も入院患者さんも一般の患者さんも含めてですね。コロナの感染が疑われる症状がある方をまず優先して行って、陰性であれば良かったと。陽性であったとしたら、もし万が一、その場合は、濃厚接触者も含めて幅広く検査を実施して、予防対策を講じるのが非常に有効ではないかと思っておりますので、御理解のほどいただけたらありがたいと思います。

以上で回答いたします。

**○議長（土田正雄君）** 5番、石井君。

**○5番（石井信行君）** 病院の中での大変な御苦労はいろいろ伺っております。本当に大変な、感謝の一言しかありません。私自身も、財政的な支援だとかいろんな制度的な要求で県とか国とかへいろんな形で出向いて要請行動を続けています。安心安全の矢掛のまちということで、今後とも力を尽くして、町民の方と一緒に力を尽くしていきたいということを申し述べて質問を終わります。

**○議長（土田正雄君）** 次に9番、浅野毅君お願いします。

**○9番（浅野 毅君）** それでは9番、浅野が御質問をさせていただきます。2つ。1番目が、文化財

保護法改正に基づく、文化財保存活用地域計画について。あと一つが、都市住民の移住促進についてをお尋ねします。

まず1番目、文化財保護法の改正に基づく文化財保存活用地域計画についての質問ですが。この法律改正でございますが、平成31年、昨年ですね、昨年4月、施行されておりました、過疎化・少子高齢化などが進み、文化財の滅失や、散逸の防止が課題となっており、文化財をまちづくりの核として地域総掛かりで取組む必要があるということで、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る目的で改正されました。これは、やはり日本遺産ということで、いろいろ国のほうでやっておられまして、大体もう終わったんですかね。後付けかなということ、私は個人的には思っております。簡単に申し上げますと、文化財を積極的に活用して、観光事業を誘発し、総合的な地域づくりを図っていく公的体制が整えられたと言えると思います。

矢掛町にとっては、これは各自治体にとってですが、文化財活用に関する規制が緩和されて、旅行観光事業者にとっては、新たなビジネスチャンスが到来したともいえます。制度としては、地方に権限が移っているものとして、“都道府県は文化財の保存活用に関する総合的な施設の大綱を策定できる”それから、“市町村においては都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存活用に関する総合的な計画を作成し、国の認定を申請できる”とあります。ちなみに、岡山県は昨年11月に文化財保存活用大綱を作成しておりますが、県内の市町村では、今のところ津山市、美作市が申請の準備をしているところだと聞いております。今はそのあとは、備前市が続いてやっておるようです。なお、作成にあたっての費用は国の助成があるということで、これは定額助成ですかね、があります。矢掛町においては、文化財が多く、重伝建の選定も間近であります。文化財保存活用地域計画の国の認定も、十分資格があると思います。申請を準備したらと思うのですが、見解を問います。

**○議長（土田正雄君）** お諮りいたします。昼食の時間でございますが、このまま会議を続行したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。

教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** 9番、浅野議員さんの、文化財保存活用地域計画の作成が必要ではないかという御質問に対して、教育課からお答えをします。御質問の文化財保存活用地域計画、おっしゃるとおり、文化財保護法の改正により新たに制度化されたものでございます。この計画は、各市町村が文化財の保存と活用、これについて取組んでいく目標、それから取組の内容の位置付け、それに基づきまして市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプラン、いわゆる行動計画書というものでございます。この計画の作成を通じまして地域の多様な文化財の掘り起こしが進むとともに、民間団体、それから多くの方々の参画、いわゆる町民の方々とか一般の方々の参画を得ることで、所有者や行政だけでは難しい、未指定、いわゆる文化財の指定を受けていないもの、これらを含む幅広い文化財の積極的な保存・活用、議員さんがおっしゃった観光面でもですが、これらの推進が期待されるというところでございます。

県におきましては、岡山県文化財保存活用大綱を策定しておりますが、現在、岡山県下では、議員さんおっしゃるような、現時点では策定している市町村はございません。

御承知のとおり、矢掛町には数多くの文化財が現存しており、指定文化財だけで71件に上ります。

この制度を活用して、歴史と文化のかおる町矢掛のまちづくりに反映させること、観光に反映させることは、検討するに値する制度であるというふうに考えます。しかしながら、矢掛町教育委員会としましては、現存の旧矢掛宿の町並みを国の重要伝統的建造物群保存地区に選定することが先決であるというふうに考えています。当面は、この保存地区の選定に向けまして、重点的に取組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 9番、浅野君。

**○9番（浅野 毅君）** ありがとうございます。多分そういうお答えになるだろうとは思っておりましたが、この前、日本遺産の質問をさしてもらった時も、重伝建を教育長がおやりになるということで、それが一番だなあという思いがありました。で、結局、日本遺産については笠岡のほうは、認定しましたけど、矢掛のほうはまだ、残念ながら。それに代わるものということで、いろいろやっておられますのは十分承知しております。重伝建ももう間もなく選定されるだろうと思っております。それも大変御苦労さまでありがたいことだと思っておりますが、今申し上げた文化財保存活用地域計画も、これから少し進めていただければというお願いで、また、頭の隅にでも課長に入れていただいて、急にやろうと思ってもなかなかできないもんですからね。前もって進めていただければというお願いです。

以上です。

それから2番目、都市住民の移住促進についてということで、ふるさと回帰支援センターということで、お話をさせていただきたいと思えます。この、ふるさと回帰支援センターは2002年に設立され、主に都市住民の移住について援助を行なっている認定NPOであります。会員は各業界団体と地方自治体と多岐にわたっております。ちなみに3年前に当町も、議員研修をそこで、今のふるさと回帰支援センターも出ておりますが、非常になんといいですか、ふるさとといいですか、地方について造詣の深い方が大勢いらっしゃいます。そういう印象を受けております。事務局はですね、約80名ぐらいで移住相談等を行っております。矢掛町も移住フェアに参加して、いろいろ活動といいですか、お話は伺っております。2014年に“まち・ひと・しごと創生本部”の設立もあって、移住相談が増加しているようでございます。今後、アフターコロナ、これもこれちょっと流行りの言葉で言うて申し訳ないんですけど、コロナの終わった後という意味でしょうかね。そういうことと、あるいは自然災害などにより、ますます都市住民の地方移住希望者が増えると思われれます。個人的な見解ですけど、多分そういうふうになる可能性が大いにあります。

そこで、移住者あっせんの実績のある、ふるさと回帰支援センターの会員となって矢掛をアピールしたらいかがでしょうかという質問でございます。ちなみに岡山県では、会員が岡山県、岡山市、津山市、倉敷市、瀬戸内市、笠岡市、それから真庭市、鏡野町、吉備中央町が会員になっております。年会費5万円ということのようですが、入ったから即効果が出るとはわかりませんが、そういうふうなことで、会員になって、よりNPOのふるさと回帰支援センターと協力して、地方移住を促進したらという意味で質問をいたしました。よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（妹尾一正君）** 9番、浅野議員さんの都市住民の移住促進についての御質問について、産業観光課からお答えします。まず、浅野議員の御指摘のふるさと回帰支援センターは、正式名称が特定非営利活動法人100万人のふるさと回帰循環運動推進支援センターですが、ここでは、ふるさと回帰

支援センターと呼ばさせていただきます。ふるさと回帰支援センターは、平成14年11月に設立、平成15年4月に法人化され、東京都と大阪に事務所があります。その活動内容は、地方の暮らしやUターン、Iターン、Jターン、地域との交流を深めたい方々をサポートするために、東京・大阪を除く45道府県の自治体と連携して、地域の情報を提供し、都市と農村の橋渡しによって、地方の再生・地域活性化を図っているものです。令和2年度現在の岡山県内の加入状況につきましては、議員さん御指摘のとおりです。なお、矢掛町は加入していません。

ここで、ふるさと回帰支援センターに共催いただき、矢掛町が取組んだ事業及びその実績について御説明します。

まず、平成28年度に実施した事業は3つあります。1つ目は、8月実施のおかやま移住候補地体験ツアーです。これは、岡山県が主催で、矢掛町・笠岡市・井原市へ、移住体験を希望される方にお越しいただき、1泊2日で地域の魅力を体験していただくバスツアーにより、関係自治体とふるさと回帰支援センターの協力により実施されました。なお実績は、参加者12組18名です。そのうち、1名の方が実績として矢掛町へ移住していただいております。2つ目は、平成29年2月に東京都のふるさと回帰支援センターで開催した井笠圏域くらしの相談会です。井笠圏域振興協議会と岡山県が主催です。参加実績は4組6名です。そのうち、矢掛町への相談ブースへの来場実績は3組5名です。3つ目は、平成29年2月に東京都のふるさと回帰支援センターで開催したおかやまを知る！そして暮らすセミナーです。岡山県が主催で、矢掛町他5市は共催となりました。参加実績は15組19名です。その内、矢掛町への相談ブースの来場実績は3組5名です。

次に、平成29年度に実施した事業は、平成30年3月に大阪のふるさと回帰支援センターで開催したおかやま晴れの国暮らしセミナーです。大阪のふるさと回帰支援センターと岡山県が主催です。参加実績は18組26名です。そのうち、矢掛町への相談ブースの来場実績は3組3名です。

また、平成30年度には、東京のふるさと回帰支援センターで、平成31年1月におかやま井笠圏域&倉敷市移住相談会を実施しております。主催は井笠圏域振興協議会と倉敷市と岡山県です。実績は参加者3組3名です。そのうち、矢掛町への相談ブースの来場実績は2組2名です。

また、東京及び大阪のふるさと回帰支援センターと矢掛町は常に連携を取っております。そして、岡山県への移住希望者の相談が寄せられた場合には、必ず矢掛町も御紹介いただき、その後さらに具体的に相談及び矢掛町への訪問の際には、産業観光課職員をはじめ関係の方々とも連絡をとりながら、親切丁寧に御相談、御案内をさせていただきます。

なお、参考数字ではございますが、平成29年度までは転出者数が転入者数をやや上回る社会減の状態が続いておりましたが、平成30年におきましては転出者数439名に対しまして転入者数440名となり、いわゆる社会増の実現をいたしました。

以上の実績を踏まえまして、ふるさと回帰支援センターとの連携につきましては、現状のままでよいと考えております。

最後に、今後も現状のまま、引き続きふるさと回帰支援センターのみならず、関係機関と連携を強くとり、移住促進を図っていき、今後も矢掛町の人口の社会増となるように事業実施をしていきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

**○議長（土田正雄君）** 9番、浅野君。

**○9番（浅野 毅君）** ありがとうございます。非常に丁寧に詳細にお答えいただき、非常にありがたく思っております。私も知らない事業をいっぱいなさっているということを十分理解しました。ただ、非常にわかるんですが、連携するというのはわかるんですが、もう少し踏み込んで、やはり会員になればもう一歩少しいけるかなあという気はしておりますんで、今後はすぐどうのというのはなかなかにしゅうございますんで、御検討願えればというお願いをして終わります。

**○議長（土田正雄君）** 昼食時間を多少経過いたしました。会議の続行に御協力いただき大変ありがとうございました。

通告のありました方々からの一般質問は、全て終了いたしました。

~~~~~

**○議長（土田正雄君）** お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議を明日4日木曜日の午前9時30分から再開いたしたいと思っております。これに御意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議は明日4日木曜日の午前9時30分から再開することに決しましたので御参集をお願いいたします。本日は、御苦労さまでした。

午後0時14分 散会

令和2年第4回矢掛町議会第2回定例会（第3号）

1. 会議招集日時 令和2年6月4日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分  
 （議事） 午前 9時30分  
 （散会） 午前 9時36分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	花 川 大 志	出	8	川 上 淳 司	出
9	浅 野 毅	出	10	土 田 正 雄	出
11	山 野 豊 久	出	12		



4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 野 通 彦	副 町 長	山 縣 幸 洋
教 育 長	嶋 山 英 二	総務防災課長	堀 賢 一
企画財政課長	松 嶋 良 治	町 民 課 長	稲 田 由 紀 子
保健福祉課長	小 川 公 一	産 業 観 光 課 長	妹 尾 一 正
建 設 課 長	渡 邊 孝 一	上 下 水 道 課 長	平 井 勝 志
教 育 課 長	藤 原 徳 忠	矢 掛 病 院 事 務 長	稲 田 欽 也
会 計 管 理 者	奥 村 栄 治	介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長	丹 下 裕 之
総務防災課長代理	立 川 人 士	企 画 財 政 課 長 代 理	河 上 昌 弘
矢 掛 寮 長	西 山 弘 之	財 政 管 財 係 長	石 井 亮 太 郎

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 議案第45号 岡山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び組合を組織する  
 地方公共団体数の減少並びに組合規約の変更について

- 日程第2 議案第46号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について  
議案第47号 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第48号 矢掛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について  
議案第49号 矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について  
議案第50号 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
議案第51号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
議案第52号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について  
議案第53号 令和2年度矢掛町一般会計補正予算（第3号）について  
議案第54号 令和2年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）について  
議案第55号 令和2年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 議案第56号 公有財産の取得について
- 日程第4 請願第2号 「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める」意見書採択を求める  
請願

~~~~~

午前9時30分 開会

**○議長（土田正雄君）** 皆さん、おはようございます。昨日の会議に引き続き、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手許に配付のとおりであります。なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため、本日から10日までの本会議を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので御報告いたします。

~~~~~

日程第1 議案第45号 岡山市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び組合を組織する  
地方公共団体数の減少並びに組合規約の変更について

**○議長（土田正雄君）** 日程第1、議案第45号を議題といたします。

既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第45号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、議案第45号、岡山市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び組合を組織する地方公共団体数の減少並びに組合規約の変更については、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~

日程第2 議案第46号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について

議案第47号 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税  
に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第48号 矢掛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について

議案第49号 矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について

議案第50号 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例制定について

議案第51号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子  
育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
制定について

議案第52号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第53号 令和2年度矢掛町一般会計補正予算（第3号）について

議案第54号 令和2年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）について

議案第55号 令和2年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）につい

て

**○議長（土田正雄君）** 日程第2，議案第46号から議案第55号までを一括議題といたします。

これも説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第46号から議案第55号までは所管の常任委員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、議案第46号、矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について、議案第47号、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第48号、矢掛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について、議案第49号、矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定については、所管の常任委員会である総務文教常任委員会に、議案第50号、矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第51号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第52号、矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、所管の常任委員会である産業福祉常任委員会に、議案第53号、令和2年度矢掛町一般会計補正予算（第3号）について、議案第54号、令和2年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）について、議案第55号、令和2年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）については、所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託することに決しました。

~~~~~

日程第3 議案第56号 公有財産の取得について

**○議長（土田正雄君）** 日程第3，議案第56号を議題といたします。

これも説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第56号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、議案第56号、公有財産の取得については、原案のとおり可決決定することに決しました。

~~~~~

日程第4 請願第2号 「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める」意見書採択を求める請願

**○議長（土田正雄君）** 日程第4，請願第2号を議題といたします。

お諮りいたします。請願第2号は、所管となる総務文教常任委員会に審査付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、請願第2号、「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める」意見書採択を求める請願は、総務文教常任委員会に審査付託することに決しました。

~~~~~

**○議長（土田正雄君）** お諮りいたします。議事進行の都合上、今日はこの程度にとどめて散会とし、10日水曜日午前9時30分から再開したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会とし、次の会議は10日水曜日9時30分から再開することに決しました。

次に、常任委員会の開催についてお知らせいたします。明日、午前9時30分から産業福祉常任委員会、午後1時30分から、総務文教常任委員会が、また、8日月曜日9時30分から予算決算常任委員会が、いずれも全員協議会室において開催されますので、関係者の皆さんには御出席をお願いいたします。

それでは本日はこれをもって散会といたします。皆さん、お疲れさまでした。

午前9時36分 散会



令和2年第4回矢掛町議会第2回定例会（第4号）

1. 会議招集日時 令和2年6月10日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分  
 （議事） 午前 9時30分  
 （閉会） 午前10時 6分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	花 川 大 志	出	8	川 上 淳 司	出
9	浅 野 毅	出	10	土 田 正 雄	出
11	山 野 豊 久	出	12		



4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 野 通 彦	副 町 長	山 縣 幸 洋
教 育 長	嶋 山 英 二	総務防災課長	堀 賢 一
企画財政課長	松 嶋 良 治	町 民 課 長	稲 田 由 紀 子
保健福祉課長	小 川 公 一	産 業 観 光 課 長	妹 尾 一 正
建 設 課 長	渡 邊 孝 一	上 下 水 道 課 長	平 井 勝 志
教 育 課 長	藤 原 徳 忠	矢 掛 病 院 事 務 長	稲 田 欽 也
会 計 管 理 者	奥 村 栄 治	介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長	丹 下 裕 之
総務防災課長代理	立 川 人 士	企 画 財 政 課 長 代 理	河 上 昌 弘
矢 掛 寮 長	西 山 弘 之	財 政 管 財 係 長	石 井 亮 太 郎

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 委員長報告 議案第46号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第47号 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税

の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第48号 矢掛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について

議案第49号 矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について

議案第50号 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第51号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第52号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第53号 令和2年度矢掛町一般会計補正予算（第3号）について

議案第54号 令和2年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）について

議案第55号 令和2年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について

請願第2号 「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める」意見書採択を求める請願

日程第2 議案第57号 工事請負契約の締結について（文化センター空調設備等改修工事の請負契約の締結）

~~~~~

午前9時30分 開会

**○議長（土田正雄君）** 皆さんおはようございます。4日の会議に引き続き御苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手許に配付のとおりであります。

~~~~~

- 日程第1 委員長報告 議案第46号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について  
議案第47号 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第48号 矢掛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について  
議案第49号 矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について  
議案第50号 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
議案第51号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
議案第52号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について  
議案第53号 令和2年度矢掛町一般会計補正予算（第3号）について  
議案第54号 令和2年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）について  
議案第55号 令和2年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について  
請願第2号 「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める」意見書採択を求める請願

**○議長（土田正雄君）** 日程第1、議案第46号から議案第55号及び請願第2号を一括議題とし、委員長報告を行います。

本件は、去る4日の本会議において委員会に審査付託されている案件で、その審査も終了しておりますので、それぞれの常任委員長から審査の概要を報告していただきます。報告の順は、総務文教常任委員長、産業福祉常任委員長、予算決算常任委員長の順にお願いいたします。

それではまず、総務文教常任委員長、高月敏文君お願いいたします。高月委員長。

**○2番（高月敏文君）** それでは、命によりまして、総務文教常任委員会委員長報告を行います。

去る6月4日の本会議において付託を受けました、議案第46号、矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について、議案第47号、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第48号、矢掛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について、議案第49号、矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について、請願第2号「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める」意見書採択を求める請願の5件について、6月5日総務文教常任委員会を開催し、全委員の出席のもと、条例制定については、副

町長以下関係職員の説明を聴取しながら、慎重に審査いたしました。

まず、議案第46号、矢掛町税条例の一部を改正する条例制定についての審査では、審査の結果、内容そのものに異議を唱える者はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第47号、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定についての審査では、審査の結果、内容そのものに異議を唱える者はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第48号、矢掛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についての審査では、審査の結果、内容そのものに異議を唱える者はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第49号、矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定についての審査では、審査の結果、「何に掛かる手数料なのか」といった質疑がありましたが、内容そのものに異議を唱える者はなく、全会一致で了といたしました。

次に、請願第2号、「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める」意見書採択を求める請願について、紹介議員から説明を受けた後、審査を行いました。

審査の中では、「核兵器廃絶は核を持っている国に言うべきこと」「安全保障上は難しく、条約に批准していない常任理事国などには、強制力がないとなると意見書を出す整合性が感じられない」「核は、抑止力にしかならない。核兵器だけを縛ってもバランスが取れない」といった反対意見や「核を持たない国が集まってこの声を上げていくべきだ」という賛成意見など、いろいろ意見がありました。

審査の結果、請願を可とする意見もありましたが、委員会としては不採択と決しました。

以上が、総務文教常任委員会に付託されました案件の審査概要であります。

不足の点がありましたら、他の委員に補足をお願いいたしまして、総務文教常任委員会委員長報告とさせていただきます。

以上です。

**○議長（土田正雄君）** 次に、産業福祉常任委員長、原田秀史君お願いいたします。原田委員長。

**○3番（原田秀史君）** それでは、産業福祉常任委員会委員長報告を行います。

去る6月4日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました、議案第50号から議案第52号までの3議案の審査のため、6月5日産業福祉常任委員会を開催し、全委員出席のもと、副町長以下関係職員から説明を聴取しながら慎重に審査を行いましたので、その審査概要と結果について御報告いたします。

まず、議案第50号、矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての審査では、対象施設の有無及び施設の管理についての質疑応答がありましたが、内容に対する異議はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第51号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての審査では、特に質疑はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第52号、矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定についての審査では、「介護保険料の第1段階から第3段階までの対象人数の算出根拠及び保険料率の算定はどこが行ったのか」等の質疑応答がありましたが、内容に対する異議はなく、全会一致で了といたしました。

以上が産業福祉常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。

なお、不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして、産業福祉常任委員会委員長報告とさせていただきます。

**○議長（土田正雄君）** 次に、予算決算常任委員長、田中輝夫君お願いいたします。田中委員長。

**○1番（田中輝夫君）** それでは、命によりまして、予算決算常任委員会委員長報告を致します。

6月4日の本会議におきまして、予算決算常任委員会に付託を受けました、議案第53号、令和2年度矢掛町一般会計補正予算（第3号）について、議案第54号、令和2年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）について、議案第55号、令和2年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）についての3議案審査のため、一昨日、8日の午前9時30分より、予算決算常任委員会を開催し、全委員出席のもと、町長以下関係職員の出席を求め、質疑応答により慎重に審査いたしました。

審査の過程では、さまざまな質疑応答が行われました。質疑の詳細な内容につきましては、会議録を御覧いただくこととして、ここでの説明は概要報告のみとさせていただきます。

まず、議案第53号、令和2年度矢掛町一般会計補正予算（第3号）についてであります。「事業費500万円の観光シティプロモーション事業は、国のG o T oキャンペーンと関係はあるのか」「新型コロナ対策関連事業の支援金、助成金、補助金、補給金など、国の事業者支援施策については一般の方には分かりにくい。予算計上している事業等は町内事業者向けに分かりやすい資料に作り替えるのが良いのではないか」「防災対策事業費のうち防災対策事業委託料とは何か」「災害対策本部室整備後は避難所や湛水防除施設とはつながるのか」「コンビニ交付導入、コンビニ納付導入について、収納率を上げるために必要なことと思うが、取扱手数料はどうなるのか。この導入による徴収率の向上はどの程度見込んでいるのか。また、導入によりコストは削減できるのか」「イニシャルコスト——初期費用をかけて、使えなくなったという事態になることはないのか」などの質疑応答がありましたが、いずれも内容そのものに異議はありませんでした。審査の結果、本議案の審査を了とすることに賛成する者に起立を求めると、全会一致で原案について了といたしました。

次に、議案第54号、令和2年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）についてにつきましては、簡易診療所・陰圧室用設備工事・陰圧テント等の状況と仕様、車内での問診を受けることの配慮と安全性及び医者への対応、看護者用アシスト器具の使用対象者などの質疑応答がありましたが、いずれも内容そのものに異議はありませんでした。審査の結果、本議案の審査を了とすることに賛成する者に起立を求めると、全会一致で原案について了といたしました。

次に、議案第55号、令和2年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）についてにつきましては、オンライン面会システムに必要な環境整備や運用方法についての質疑応答がありましたが、内容そのものに異議はありませんでした。審査の結果、本議案の審査を了とすることに賛成する者に起立を求めると、全会一致で原案について了といたしました。

以上が、予算決算常任委員会に付託された案件の審査概要であります。

執行部におかれましては、本委員会での意見や要望に十分留意をいただき、適切な執行に努められまよう求めるものであります。

補足すべき事項がありましたら、他の委員に補足をお願いいたしまして、予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

**○議長（土田正雄君）** 委員長から、付託案件の審査報告がありました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。議案第46号から議案第52号までの条例制定関係、議案第53号から議案第55号の補正予算関係及び請願第2号は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、議案第46号、矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について、議案第47号、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第48号、矢掛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について、議案第49号、矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について、議案第50号、矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての審査では、対象施設の有無及び施設の管理について、議案第51号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第52号、矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第53号、令和2年度矢掛町一般会計補正予算（第3号）について、議案第54号、令和2年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）について、議案第55号、令和2年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決決定されました。また、請願2号、「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める」意見書採択を求める請願については、不採択と決しました。

~~~~~

**○議長（土田正雄君）** お諮りいたします。

ただいま町長より、工事請負契約締結についての追加上程がありましたので、議会運営委員会開催のため、暫時休憩したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

ここでお知らせします。このあと、9時50分から議会運営委員会を開催いたしますので、委員の皆様は委員会室に御参集ください。休憩。

[暫時休憩]

**○議長（土田正雄君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま町長より、議案第57号、工事請負契約の締結について（文化センター空調設備等改修工事の請負契約の締結）の追加議案が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

ここで、議案書配付のため、暫時休憩をいたします。休憩。

〔議案書配付〕

○議長（土田正雄君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第2 議案第57号 工事請負契約の締結について（文化センター空調設備等改修工事の請負契約の締結）

○議長（土田正雄君） 日程第2、議案第57号、工事請負契約の締結について（文化センター空調設備等改修工事の請負契約の締結）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山野町長。

○町長（山野通彦君） それでは、議案第57号、工事請負契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。

これは、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。これにつきましては、文化センター空調設備等改修工事の工事請負契約の締結について、議決を求めるものでございます。詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（土田正雄君） 町長からの説明が終わりました。

次に、議案の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） 〔議案第57号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第57号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号、工事請負契約の締結について（文化センター空調設備等改修工事の請負契約の締結）は、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~

○議長（土田正雄君） お諮りいたします。議会運営委員会の活動並びに各常任委員会及び特別委員会の所管部分の調査・研究につきましては、議会での継続審査の議決が必要であります。したがって、次期議会の会期、日程等の議会運営は、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会及び特別委員会の調査・研究については、閉会中の各常任委員会及び特別委員会の継続審査にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、次期議会の会期、日程等の議会運営については、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会及び特別委員会の調査・研究については、閉会中

の各常任委員会及び特別委員会の継続審査と決しました。

さらにお諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、これをもって今期定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、今期定例会は、閉会することに決しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶があります。山野町長。

**○町長（山野通彦君）** 令和2年第4回矢掛町議会第2回定例会につきましては、9日間の会期でありましたが、上程いたしました新型コロナウイルス感染症対策第3弾、一般会計の3号補正予算と病院、そしてまた、たかつまの予算など、本日上程いたしました追加議案を含めまして、計18議案につきまして、慎重な御審議を賜り、それぞれ原案のとおり決定いただきまして、まことにありがとうございました。

議案並びに一般質問などで賜りました、貴重な御意見や御提言につきましては、今後、十分に検討させていただきたいと存じますので、一層の御支援と御協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の波を抑止しつつ、社会経済活動を段階的に引き上げ、検査と医療提供体制の早急な見直しや、各自治体の感染対策の経験を全国で共有し、法的制度や運用の改善検討に着手する動きとなっております。

また、政府は今月8日に、第2次補正予算案を国会に提出し、一般会計歳出総額は、約3兆1兆9,000億円で、主な施策としては、自治体への臨時交付金を2兆円増額することや、中小事業者・企業向けの融資などの資金繰り対応の強化、そして医療従事者への慰労金などの医療体制の強化、そしてまた休業などで収入が減った店の家賃支払いを支えるための支援給付金制度の創設などで、今週中に成立を目指しております。

こうした中、本町といたしましても、今後起こりうる感染拡大の第2、第3波を警戒し、ここで気を緩めることなく、引き続き感染防止対策、そして地域経済・住民生活の支援に誠心誠意取り組んでまいりたいと存じます。

さて、これからしばらくの間、梅雨や台風によります風水害が心配されます。町民の皆様には、気象情報などに十分注意を払っていただきますようお願い申し上げますとともに、本町といたしましては、防災関係機関の御協力をいただきながら、万全を期してまいります。

今後、本格的な暑さを迎えることとなりますが、議員の皆様におかれましては、どうぞ、お体を大切にされ、御健康でお過ごしくださいようお願い申し上げます。閉会の御挨拶といたします。

本日は、大変ありがとうございました。

**○議長（土田正雄君）** これをもって、令和2年第4回矢掛町議会第2回定例会を閉会いたします。

なお、この後、10時20分開催予定で、議会全員協議会を開催しますので、議員の皆さんは全員協議会室へ御参集ください。

それでは、皆さん、お疲れでございました。

午前10時6分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員